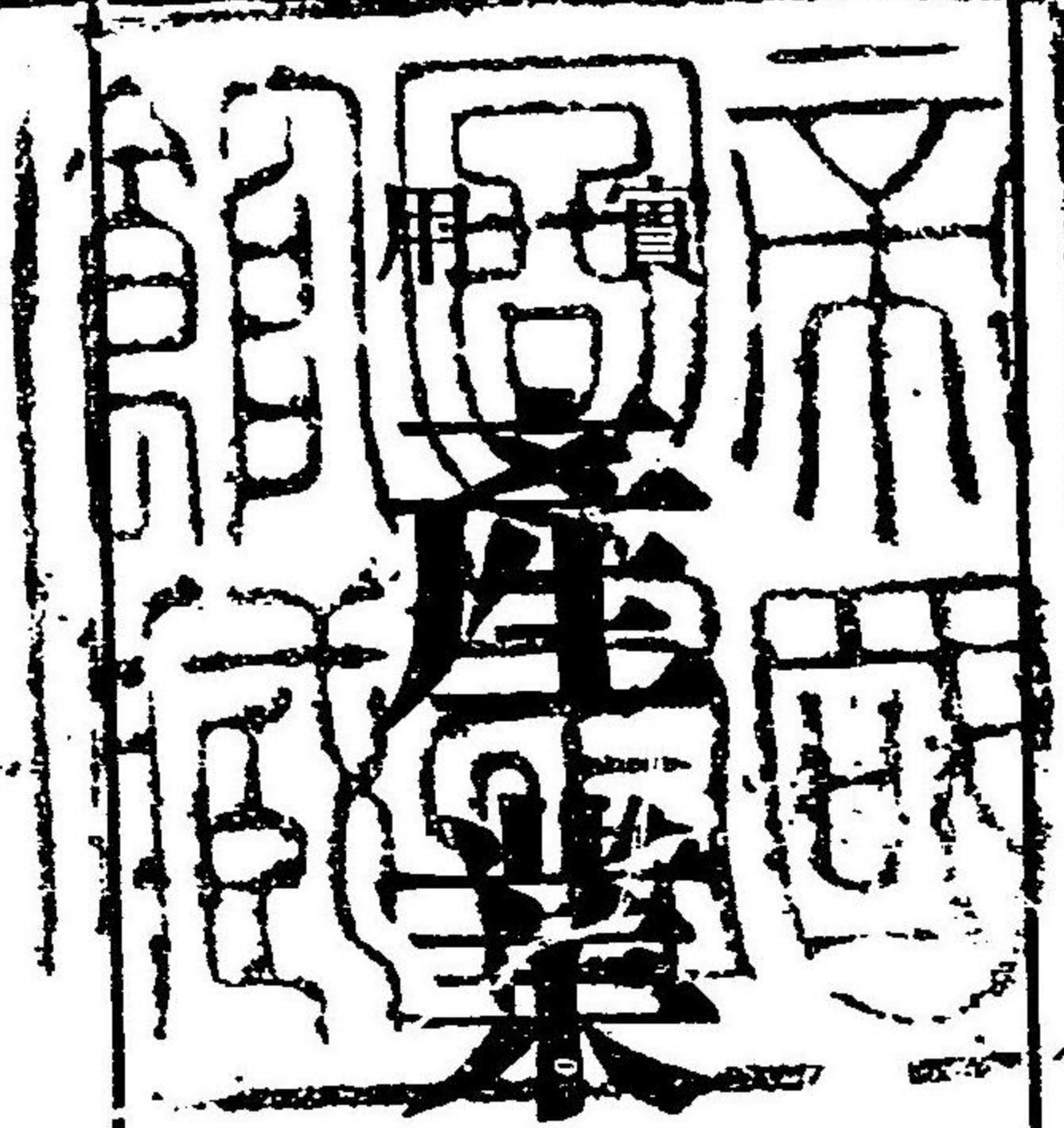


99-13



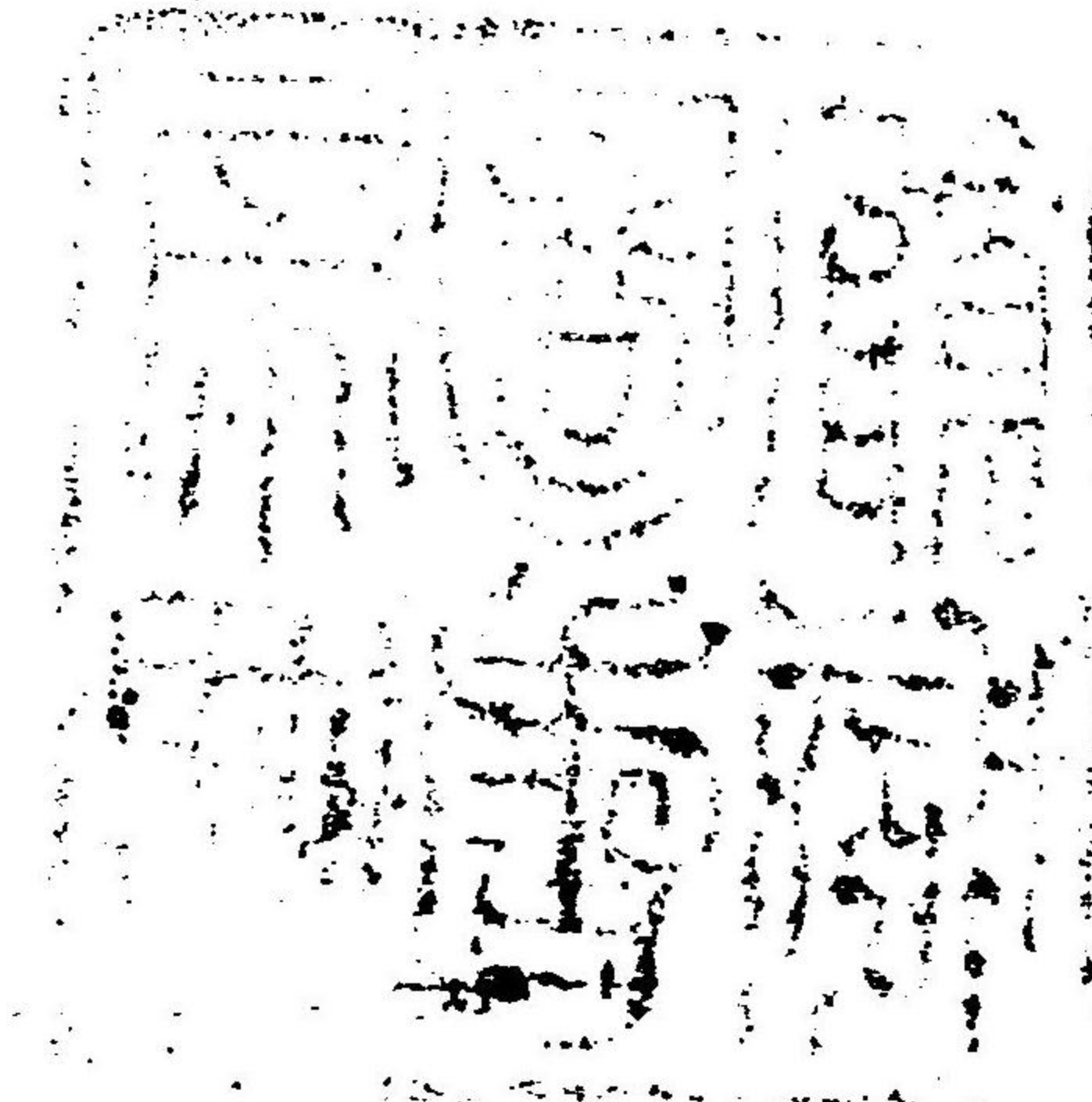
農學博士 酒勾常明君序文
農學士 加賀山辰四郎君校閱

金子 金平編著

組合解説

東京 交通世界社

明治
38 年 10
内交



實用產業組合解說序

國家經濟ノ發達及當業者
ノ福利ノ爲實用產業組合
解説ノ發刊ヲ歡迎ス

明治卅七年十一月六日

農學博士 酒 勾 常 明

實用 産業組合解説

緒言

産業組合法發布以來茲に五年、全國に於ける組合の設立せられたる數、千百餘亦尠しとせず然れども之れ唯産業組合の萌芽に過ぎずして前途益々其數の多大なるを見るへし

翻て既設組合の状況を視れば法規の下に組合其ものは形造られたりと雖も果して法の豫想する如き効果を收めつゝありや疑しく、其働や太々遲緩たるの憾なくんはあらず、思ふに産業組合なるもの、特殊の精神が未だ了解せられざると、組合の管理方法の適切ならざるとは以て組合をして活動するの氣運に向はざる所以ならん歟、去れば既設組合をして快活に働かしめて多大の効果を收め、亦益々組合の設立を促さんには産業組合の性質効用を會得せしめ、其事業方法、及事務の執行に付遺憾なからしむるにあり、本書當らすと雖も、之の点に向て説明に任せんとす、本書は比較的、智能淺薄なる中産以下の者の能く了解し得る程度を目的として記

實用産業組合解説目次

第一章	序編	一頁
第二章	産業組合の要旨	八頁
第三章	産業組合の設立	二二頁
第一節	設立の準備	二二頁
第二節	設立の手續	二四頁
第四章	産業組合の機關	四〇頁
第一節	總會	四〇頁
第二節	理事	四九頁
第三節	監事	五三頁
第五章	産業組合の運用	五七頁
第一節	信用組合	五九頁
第二節	販賣組合	七一頁

第三節	購買組合	七六頁
第四節	生産組合	八一頁
第五節	兼業組合	八七頁
第六章	産業組合の事務	九〇頁
第一節	帳簿書類及其記載例	九四頁
第二節	事業報告附剩餘金處分	一四八頁
第三節	諸申請報告及届出手續	一六二頁
第四節	登記の申請	一六九頁
第七章	産業組合の監督	二〇五頁
第一節	監督機關	二〇五頁
第二節	監督機關の權限	二〇六頁
第三節	監督の方法	二一一頁
第八章	産業組合と農工銀行	二二〇頁
第一節	産業組合と農工銀行との關係	二二〇頁

第二節	資金借入手續	二二二頁
第九章	産業組合の定款	二二六頁
第一節	信用組合摸範定款	二二八頁
第二節	販賣組合摸範定款	二四七頁
第三節	購買組合摸範定款	二六六頁
第四節	生産組合摸範定款	二八四頁
附 録		
産業組合法	一頁	
産業組合法施行期日の件	二八頁	
産業組合法施行規則	二八頁	
印紙税法抜抄	三二頁	
非常特別税法抜抄	三三頁	
農工銀行法抜抄	三四頁	
産業組合登記取扱手續	三四頁	

産業組合登記簿の謄本又は抄本の請求等に關する手
 數料の件……………四九頁

産業組合登記を取扱ふ登記所の件……………五〇頁

實用産業組合解説目次(終)

産業組合解説

第一章 序論

金子金平編著

維新の明維新の政治の變動たりしと共に經濟上の變動たりしなり、數百年間、二百の小民塊の種々の制限の下に抑壓せられ、又は幾多の保護政策に依りて養成せられたる産業は、政變に際會し、茲に一大發展をなすの機會に遭遇したりしなり。此時は、所謂第十九世紀文明の潮流は、滔々として新開の我社會に流入し、殆んどあらゆる事物に革新の動機を與へたり、是を以て、維新の變動に依り一段の面目を改めんとしたる我國の産業は、新潮流の進入に依りて、更に大なる發展を遂げんとするの氣運に向へり

開國已來、文明の急激なる進歩は、各種の方面より我國産業及經濟組織の根底を動かし、之を一變せんとは已まざらんとす、試に農業に就て見んか、從來事實上物品經濟の狀態を距る甚だ遠からざりし農業界は、租税の米納より金納となりしを始めとし、農業用器械器具肥料種苗の購入等、農業資本として金錢を要すること益多き

を加へたるに拘はらず、現下尙農村に適する金融機關を欠き、是れか爲めに經營上自由なる活動を爲す能はざるか如き、近來科學の進歩と共に之を産業に應用するの區域益擴張するに拘はらず、農業界は比較的保守の思想に富むと、新智識を普及し之を應用するの設備整はざるとに依り、他の産業に比し、文明の恩澤に浴すると最も遅く、従つて關係的不利益の地位に立たざる可らざるか如き、又從來農家の副業又は兼業として經營せられたる手工業にして機械的製造に適するものは、漸次農家の手を離れて獨立の地歩を占めんとする等、農業の經營に不便を與へ、又は農家の經濟に打撃を與ふるもの甚だ尠ならず、而して、是等の内に於て、金融機關の不備、新智識應用の遅緩の如きは、農業の新社會に適應するの用意はらざるの致す處にして、最も悲むべきの現象に属し、副業の獨立の如きは、産業の移轉とも謂ふべきものにして、其方法適當なるに於ては、國家經濟上決して悲觀すべからざるのみならず、或は産業の進歩と認め得べき場合尠ならずと雖も、而も、勞力を手工的より器械的に、産業を自營的小民より資本家の經營に移すの傾向を有するの点に於て、舊來の産業組織を變改するの動因と認めざるべからず、而して是れ内國に於

ける農業經濟狀況の變遷に關する一二の觀察のみ、若し夫れ外國との通商の自由より生ずる影響に至りては更に大なるものあり、蠶糸、茶、米の如き農産物又は粗製品が輸出貿易に於て、綿、米、豆類、麥粉等が輸入貿易に於て、如何に重要な地位を占め、又輸出入農産物の種類が如何に多くして、其價額如何に大なるかを見るときは、外國貿易が我國農業に如何に大なる影響を及ぼしたる、やを知るに足らん、而して是等内外に於ける經濟狀況の變遷は、一面に於て産業者間に於ける經濟的競争を伴ふは勿論なるを以て、變遷の急なるは競争の烈しきを證するものと謂ふべく、此間に於て優者勝ち劣者敗るの現象を呈するは自然の數なり、工業に至りては、其性質上競争區域極めて廣く且つ自由なるを以て、一面内地に於て、歐米先進國の工業が手工的より器械的に進轉したる經過を踏み、從來手工を以て製産したる貨物は、漸次器械を以て製造せらるゝに至り、而も是等の物品は品質の齊一と價額の低廉なる点に於て、尙かに手工品に優越するを以て、舊來の手工業は之に従事したる産業者と共に競争の外に驅逐せらるゝの不幸を免る能はざると共に、一面に於ては、外品との競争に堪へ、或は之に打勝つゝの覺悟を要し、隨つて其經營管理に適當の人物

を要するは勿論、資本の豊富、職工の熟練、器械及技術の刷新、原料購入、製品販賣等、商業上の知識経験を要すること多きを以て、勢ひ競争の度最も烈しく優勝劣敗の變化亦急激ならざるへからず

是れ第十九世紀文明が我國に進入し、我國の文化を資け國運の發展を促したる自然の結果として、我國産業界に及ぼしたる影響にして、如何に我産業の根底に大なる變動を與へつゝあるやを知るべきなり、況んや、人口は年々非常の速力を以て増加し競争をして益激烈ならしめ、運輸通信機關の設備、信用制度の發達は、産業の進歩を促すと共に、其競争をして益大ならしむるに於てをや、而して是等の競争が、國家及社會組織の上に如何なる影響を及ぼすべきや、蓋し一言にして盡すを得ん、曰く、大なるものをして益大ならしめ小なるものをして愈小ならしむる傾向是なり、換言すれば、貧富の懸隔を益大ならしむる趨勢是なり、而して此趨勢にして進んで止むことなくんば、社會は漸次歐米諸國が現に解決に苦みつゝある幾多の社會問題に接觸するの已むを得ざるに至り、國家の不幸之に過ぐるものなからん、今試に生産要素の分配狀況に就て視んか、地方の資本は漸次都會に集中し、勞力も亦資本

の後を追はんとす、而して田舎に於て最多く吾人の目に觸るゝものは、不整理の田畑と荒れたる原野のみ、貧しき小作人と富める地主のみ、更に土地分配の狀況を視よ、如何に都會附近の土地が荒びれたる農家の手より優しき資本家の手に移りたるかを、如何に村落に於ける土地が小なるものより大なるものに併吞せられつゝあるかを、都會に於ける資本も農村に於ける土地と分配の狀態を同うす、是れ豈健全なる社會の狀態ならんや、彼等大多數の小民は資本に乏しきのみならず、之を求むるの途甚だ不充分なり、何となれば彼等は物的信用を欠けはなり、彼等は生産原料、肥料、種苗、其他日用品の購入に不廉にして、生産品の販賣に廉なり、何となれば彼等の産業は其規模小にして、賣買品の數量僅小なればなり、彼等は進歩したる器械器具を使用する能はず、何となれば之を購入するの資本と之を使用するの智識に乏しければなり、而して彼等の有し得べき財産は勤勉と正直あるのみ

産業組合は、社會の此不健全なる傾向を防止せんが爲め、弱小の合勢力を以て資本に富める事業家と全一の經濟的活動を爲さしめんとするを目的とす、即ち物的信用に乏しき小民集合して、人的信用を基礎とせる團體を組織し、産業の經營を自由

ならしめんとするにあり、而も小民の合同は、必しも大企業家に對する競争を意味するものにあらす、彼等の要求は自衛上大資本家大企業家の壓迫を防ぎ、彼等と駢進して事業上の利益を均等に獲得せんとするにあるのみ、唯是のみ

産業組合法發布せられてより、茲に五年、其間組合の設立せられたるもの全國を通じて千二百に過ぎず、而して其設立せられたるものに就て見るに、能く組合の主旨に適ひて圓満の活動を爲しつゝあるもの甚た多しといふ可らざるか如し、組合法發布日尙淺きに由るといふと雖も、抑も亦其精神設立及運用方法等の普及せざるに由らすんはあらす、産業組合法は明治卅三年發布せられたるも、其淵源遠く明治廿四年、時の内務大臣故品川子爵の信用組合法案を第七帝國議會に提出せしに始まる、當時子爵は貴族院に於て熱誠信用組合の我國に必要なを説き大に社會の注意を喚起したるも、不幸にして議會は解散せられ議決するに至らず、其後明治三十年農商務省より産業組合法案として第十一議會に提出したるも、是復た議決を見るに至らずして會期滿ち、越えて三十二年に至り政府は舊案に修正を加へ第十四議會に提出したるに、大多數を以て兩院を通過し、續て發布せられたるものにし

て多年の間朝野の人士に研究せられ、且其發布せられてより、政府及地方公私の團體は幾多の手段を以て其設立を勸奨し、其活動を督勵するに拘らす、現時組合の状況前に述ふるか如し、豈嘆すべからずや、吾人敢て深遠の理論を説くにあらす、又斬新の方法を示にあらす、唯組合の要旨の存する處を指摘し、其運用を誤らざらしむるを期するのみ、若し吾人の謂ふ所にして組合の設立及運用上裨益を與ふるあらは、獨り吾人の幸のみならず、(加賀山農士某講習會に於ける講話の原稿)

第二章 産業組合の要旨

産業組合の現時の社會に必要にして、將來に於て一層必要の度を増すべきは、序論に述べたる處に依り知るを得べし、然らば、産業組合は如何なる性質のものなるや、其要旨は如何なる点に存するやは、先づ研究せざるべからず、産業組合法第一條第一項に曰く

産業組合は組合員の産業又は其の經濟の發達を希圖する爲め左の目的を以て設立する社團法人を云ふ

- 一 組合員の産業に必要な資金を貸付し及び貯金の便宜を得せしむること
(信用組合)
- 二 組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却すると(販賣組合)
- 三 産業又は生計に必要な物を購買し之を組合員に賣却すること(購買組合)
- 四 組合員の生産したる物に加工し又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむること(生産組合)

即ち、産業組合は、組合員の産業又は其經濟を發達せしめん爲め、組合員に産業の資金を貸付け、貯金の便利を與へ、組合員の生産物を取纏め、其儘又は加工して賣却し、組合員の産業又は生計に必要な物品を一旦組合に購買して、更に之を組合員に賣却し、生産に必要な機械器具等を組合に備付け、之を以て、組合員の生産したる物に加工するか、又は之を組合員に貸付使用せしむるの目的を以て設立する團體を云ふなり

是れ産業組合の一通りの解釋なりと雖も、各組合の性質効用等に就ては、更に詳細に説明するの必要あるを以て是を省き、茲には専ら各種産業組合を通して、組合の骨子とも稱すべき要点に就き述べんとす

先づ産業組合に就て注意せざるべからざるは、産業組合の便宜を與ふる範圍は、之を設立する組合員に限らるゝこと是なり、法第一條に規定せる如く、産業組合は組合員の産業又は經濟の發達を企圖する爲め設立するものなるを以て、資金の貸付を受け、貯金の便宜を得、販賣購買又は生産上の便宜を受くるものは、必ず組合員に限られ、決して他に及はず、即ち組合は、組合員の出資其他組合の信用に依り調達し

たる資本金を以て組合員の産業又は生計上の便益を興ふるものなるを以て恰も地方制度に於ける市町村と其形及精神に於て相似たるものあり、彼の市町村が官の監督を受けて自ら其公共事務を處理すると全しく、全志者相集まりて組合を組織し官の監督を受けて自ら其事務を處理するものにして、兩者其目的と性質を異にし、一は國家の行政機關たり、一は任意の經濟機關たり、一は公法人たり、一は私法人たるの差ありと雖も、共同自治の形式と精神を有するの点に於て一致す、故に、一且組合を設立したる以上は、仮令其組合は獨立の團體たるに相違なきも、其實組合を設立したるもの自身が其組合に依りて便益を受くるものなるか故に、組合員と組合との關係は、市町村住民か市町村に對する如きものあり、是を以て見れば、産業組合は共同の出資を以て團體を組織し業務を營むの点に於て又其業務の種類に於ても商事會社に類似するものありと雖も、其根本の目的に於て兩者の間に大差あるを忘るへからず、仮りに會社組織の銀行と信用組合とを比較せんか、兩者共に合同出資を以て設立する金融機關たる点に於て異なるなしと雖も、銀行は商法の規定に據りて設立する商事會社にして、持株に對し可成多くの利益分配を永續せし

めん事の外他に主要の目的を有せず、從て其業務を經營するに當り、營業振を巧みにし、顧客の信用を博し、株主に對し利益分配を多からしむるを以て方針とす、されば銀行と得意先又は銀行と株主との間には各密接の關係ありと雖も、銀行の得意先と其銀行の株主との間には何等直接の關係を有せざるも、組合の場合にありては然らず、組合員は一面に於て出資者たると共に他面に於て顧客たるを以て、顧客たる資格に於て便益を受くることを得ば、必しも組合の利益を大にし其分配の多からんことを要求するものにあらず、何となれば組合設立の目的は組合の作用に依り自己の産業及經濟の發達を企圖するに在りて、出資に對する分配を目的とするにあらずればなり、故に組合は組合其物の利益を圖るよりも寧ろ組合員の便益を圖るを主旨とし、可成貸附利率を低くすると共に貯金利子を高くし、彼の銀行の營業と全然其方針を異にせざるへからず、而も尙事業より生ずる利益は、組合に積み置くも組合員に渡すも結局組合員の收得に歸するものなるを以て、出資拂込未済の間は剰余金は之を拂込に充てしめ、法第四十三條以て速に資金の充實を圖ると共に組合の基礎を強固にし、又組合員の持分に對する剰余金分配の率は年六分を

超ゆることを許さず(法第四十四條第二項及規則第十一條)と規定したるが如き組合主要の目的は組合基礎の強固と組合員の便益とにありて、組合員出資に對する分配の多きにあらざるを知るに余りあり、而して己上述ふる處に依りて見れば産業組合は一種の自治的經濟團體にして普通の商事會社と大に其趣を異にするを知るに足るべし

次に注意すべきは、組合員の資格及加入に關する事之なり、組合員の資格に就ては法律に詳細の規定なし、唯組合員は購買組合の一種たる日用品の購買組合を除くの外凡て産業者たるを要し、又信用組合に限り或る場合を除くの外組合の區域は市町村の區域已内に於て之を定むるを要することを規定したるのみ、法第九條第二項即ち法に於て特に資格に關する規定を設けずと雖も、法第九條に於て定款中に組合員の資格に關する規定を設くべきを命じ、其規定は組合に於て隨意に定め得らるゝことゝなせり、故に組合は其定款に於て便宜必要なる規定、假令は組合員は丁年以上たるべき事組合の區域内に住し獨立の生計を營むものたる事等の規定を設くるを普通とし、又加入に就ては、無限責任組合にありては從來の組合員全

員の全意を要することを命じ、法第四十九條有限責任組合にては定款に於て理事の承認を要する規定を設くるを通例とすれども、實際の運用上極めて困難なるべきは、最初の設立者は勿論の事、其後加入の組合員の人格信用資産の程度に關する調査にして、組合の發起せんとするものは、先づ此点に大に注意を加へざるべからず

産業組合は資本に乏しき者相集り、一個の信用團體を組織し、大事業家の如く經濟的活動を爲さんとするにあるを以て、詳しく言へば、資金欠乏の爲め産業の經營又は改良を行ふ能はざるもの各自の信用と僅少の資本とを提供し合同したる信用と資本とを以て内外に對し組合の事業を營むものにして、信用こそ組合の基礎とも云ふべきものなれば、組合員の人的信用を以て組合の要素と爲さざる可らず、而して産業組合は其種類に依り業務を異にすと雖も、其根本的要素に於ては彼此區別あるなし、孰れも人的信用を以て基礎とするにあらざれば到底圓滿なる發達は望むべからざるなり、或は組合を設立するに當り組合員數の多きを以て組合繁昌の基なるが如く考へ、又は設立其他の費用の負担を軽減せんと目的より、最初より

り多数の加入を望み、其人格の如何は第二に置くが如き事あらば、是れ組合瓦解の原因にして大に戒むべきことなり、組合員中一人にても組合の主旨に副はざる行動をなす者ありたらんには、其影響は組合全般に及び、斯る者の多きに従ひ組合は委微衰頽し終に解体の已むなきに至るべし、故に初め設立の同志を募る際に於て能く人物を吟味したる上、全く意氣の相投じたるもの、みにて設立し、其後の加入は定款に於ける組合員の資格に關する規定に抵觸せざるや否やを調査するは勿論、定款に於て加入は少くも役員の承諾を要すること、爲し、加入の際役員に於て性質素行は云ふ迄もなく信用財産の程度等を調査し加入の諾否を決定せしむるは一法たりと雖も、表面一通りの調査丈にては随分不安心の事あれば種々の方面より精査して遺憾なからん事を要し、人格の如何はしきものに就ては決して情實に拘泥せず斷して加入を謝絶すべく、又組合員に於ても常に組合の内外に注意し、役員に對し時々必要なる助言を與へ、以て役員の情弊を豫防すると共に役員耳目の及はざる處を補ふの覺悟なかる可からざるべし、或は産業組合は其組合員の員數を限定するを得ざるを以て、法第十條組合は可成門戸を開き廣く加入せしむべく

加入に關し嚴重なる方法を設くるが如きは法の主旨にあらざるべしとの説を爲すものあらんかなれども、此説は法を誤解したるものにして取るに足らず、又定款には除名に關する規定あるを以て加入の後に至り不都合あらは何時にても除名すれば可なりとの説なきにあらざるへきも、是亦除名の性質を解せざる論にして一顧の値なし、除名は組合員となりたる後に於て發生又は發見したる事實に對する處分に過ぎざるなり、注意すべき事なり

之を要するに、組合員は組合の骨子なるを以て、充分慎重の考慮を費したる上に於て加入の諾否を定め、其人を見損ひたる爲め、組合に不利を來たすが如き事なき様用心肝要なり、除名の規程を適用する場合を數々生ずるに至らば組合は自滅の境に近きたるを覺悟すべきなり、斯くの如く、慎重の用意を以て組合を經營するは頗る窮屈なるの感なきにあらざるべきも、其組合の業務執行に當り諸事圓滿に行はれ組合員の受くる便益は益増進し、組合の基礎は愈強固となるは疑ふべからず、此時に至れば、加入の希望者踵を接して組合の門に至らんは必定なれば、此際尙最初の態度を改めず、能々人物を精選して加入を諾否し、吟味の上にも吟味を加へたらん

には、組合の業務は益振ひ其繁榮期して待つべきなり
組合員の資格及び加入に關聯して、一言を費さざるべからざるは組合の區域に關する事是なり、前述の如く組合は加入者の資格に重きを置き、其性行資産を熟知するの必要あるのみならず、加入後に於ても、其勤惰及び財産の状況に終始注目せざるべからず、又組合員と組合及び組合員相互の間にも平素其動靜を相知るの必要あるを以て、組合の區域は餘り廣からしむべからず、即ち事情の知れたるものにて相結合せんと欲せば、組合の區域は制限せられざるを得ざるは自然の勢なり、然るに茲に一の考ふべき事あり、元來産業組合は個々獨立にては爲し能はさることを共同の力を以て爲し遂げんと目的を有するを以て、其區域を廣くし組合員の數を多くすること寧ろ組合の主旨に適ふたりと爲すべく、決して之を縮少するを以て能事と爲すべからず、仮令ば信用組合は法第九條に於て特別の場合を除くの外は其區域を制限せられたりと雖も、其制限の範圍内に於ては可成其區域を廣くし其組合員を多くせば、出資及貯金の額も増加し、從て組合員間有無相通の範圍も廣くなりて、組合の營業も繁昌する譯となり、販賣購買生産等の組合に於ても、其區域

廣く其取扱品の種類數量多ければ、事務員鑑定人等にも適當なる人を備入るゝを得て營業益有利なるに至ると共に、運賃諸雜費等組合員の負担は小規模のものよりも割合に軽減せられ、組合員の利益は益多かるべし、故に法律に於ては信用組合を除きては區域に關し何等の規定なく、定款に於て自由に規定して差支なきのみならず、定款に於て強て規定せざるも法は問ふ所なく、大体上組合の區域に就ては無制限主義を執りたるは、是れ即ち組合活動上妙味の存する處なるを以て、是亦玩味せざるべからず

是を以て見れば、産業組合は基礎の強固ならんを欲するの点より云へば、區域の大ならざるを要すれども、營業の利益より云へば其小なるは却て不利益の場合多しされは此兩点を參酌調和し適當の程度に於て其區域を定むることを要す、信用組合は日本の現況に照し市町村以内を以て適當の區域と認め法を以て之を規定したりと雖も、是其最大限を規したるに過ぎず、土地の状況に依り其一部を劃して區域とするを便とする場合尠からざるべく、其他の組合にありては其取扱物品の性質に依り、且つは其地方の經濟狀況並に地勢習慣人情等をも參考し適度の區域を

定め定款に規定すべきなり、而して組合の區域は之を定むるに當り、能く將來の事をも考へ、後に至り屢々之を變更するの必要に迫られざるの用意あるを要す、何となれば固定したる團體に時々地域の異動を生ずるは組合員の組合に對する觀念を強固ならしむる所以にあらざればなり、創立當時注意すべきなり

組合員の資格に就き尙一言を要するは、資産の点を見たる資格是なり、法は組合に對する組合員の勢力を均一ならしめんとため、一人の出資口數十口を越ゆることを禁じ、**法第十七條第二項**、特別の理由あらざる限りは、一口の金額五拾圓を越ゆるを範圍内に於て**規則第一條**、均一に之を定むるを要すと規定し、**法第十一條**、以て小民の設立に適せしむると共に大資本家の跋扈を制し、又總會に於ける組合員の表決權を平等ならしめ、**法第三十八條**に準用したる**民法第六十五條第一項**、十口を有する組合員も壹口の者と同一の表決權を有するに止まらしむる等組合に對する勢力を均一ならしめたり、之を彼の一時に株金の全額を拂込む場合の外は一株の金額五十圓以上とし、一人の持株に制限を加へず、且つ定款に於て任意に制限を附する場合の外一株に對し一個の議決權を有せしむる株式會社に比すれば大に趣を異

にせり、産業組合の特色は此点に於ても認むるを得べきなり

然れども是れ大資本家を組合より除外するにあらずして、大資本家も小民も均しく組合の一員たるの点よりして可成均等の勢力を有せしめんとすの趣意に外ならず、故に産業組合を設立するに當り、其組合員は中産以下の小民たるか、又は中産以上の資本家たるかは法の規定に關する問題にあらずして、設立者任意の事項たり然れ共産業組合の主意を玩味したらんには、組合は可成中産已下小民の經濟機關として活動せん事を勉めざるへからず、仮令中産已上の者加入するも、其趣意とする處は、外に對し組合の信用を厚からしむると共に、組合に對し其設立並に維持上充分の便益を興ふる等、要する處は、組合を擁護するの精神ならざるべからず、一般組合員の如く、單に組合の利益に均霑するを目的とし、或は組合を利用し一種の野心を満足せしめんとすの目的を有するの嫌あるもの、如きは加入せしむべからざるなり、今日の場合、産業組合は一部人士の口にするのみにして、其精神目的並に設立の順序方法等一般に普及せざるを以て、地方重なる人士主導者となり提唱指導の任に當り、場合に依りては金品の援助をも加ふる事望をしなければ

以上述ふる處に依りて見れば、産業組合は其種類に依り業務は異なるも、其根本たる性質は各種を通して全一にして、之を概括すれば左の諸点に歸着するを知るへし

- 一 産業組合は組合員の共同的經濟機關たる事
- 一 産業組合は自治自助の精神を有する事
- 一 産業組合は人的信用を以て組合の基礎と爲す事
- 一 産業組合は中産以下の小民の爲めに設立するものなる事

之を約言すれば、産業組合は中産以下の小民の人的信用を基礎とし、自治の精神を有する共同的經濟機關なりといふを得べく、表面上、法第一條に掲げたる各種の業務を營み、物質的便益を組合員に與へつゝあると同時に、其反面に於て運用上より自然の結果として、益自治自助の精神を涵養して、組合員の社會的結合を鞏固にし、國家の安寧を維持し、福利を増進するに於て最も有力のものたり、されば、法律は種々の方面より特典を與へて組合を保護するは至當と謂ふべく、即ち産業組合を認めて社團法人と爲し、組合の目的の範圍内に於て自然人の如く財産の所有其他の法律行爲をなすを得せしめ、又所得税及營業税を免除し、**法第六條**登記に就ては營

營利を目的とせざる社團法人と同一の登録税を納めしめ、**法六條第二項**、組合員名簿の記載は登記と看做し、**法第十五條第四項**、其記載に對しては全く登録税を課せざるなり、**法第六條第二條**、此外産業組合は其活動上多大の資本を要するは論を待たず、而も組合員の出資並に貯金其他準備金積立金等のみにては充分の活動をなし能はざるを以て、農工銀行法中に、信用、購買、生産組合にして其組織無限責任なるときは、五ヶ年以内に於て定期償還の方法に依り無抵當にて資金の貸付を爲するを得せしむるの規定を設け、金融上の特典を與へたり、**農工銀行法第七條ノ二**（本章は加賀山農學士の某講習會に於ける講話の原稿なり）

第三章 組合の設立

第一節 設立の準備

前章述ふる如く、産業組合は社會上及經濟上必要の機關なれども、他より其設立を命せられ、或は強らるゝ性質のものにあらず、組合員たる人々か、自身に思ひ立ち發起するにあらざれば成立せざるなり、去れば茲に産業組合の設立を思ひ立ちたる人あらずは、先づ以て同志數人を會して、「下相談會」を催し、左の事項を協定すへし

第一回相談會協定事項

- 一 組合の名稱
- 二 組合の目的
- 三 組織
- 四 組合の區域及事務所
- 五 組合員たる者の資格
- 六 存立時期を定むるや否若し定むるとせば其年限

- 七 出資一口の金額及出資第一回拂込の金額
 - 八 出資第二回以後の拂込の方法
 - 九 拂込を怠りたる場合に徴收する過怠金額
 - 十 準備金の額及其積立の方法
 - 十一 理事及監事の數及任期
 - 十二 剩餘金の處分及損失分担の方法
- 右の大綱を協定せば、一二の人にて定款の起草を托し、第二回の「下相談會」の日と場所とを約し置くことを要す
- 扱て第一回の「下相談會」に於て、定款起草を托されたる人々は、直ちに模範定款に據り起草に着手し、第二回の「下相談會」迄に定款案を提出することとし、他の同志者は此の間に、他の同種組合の状況を實地に就き取調を爲すを最も必要なりとす
- 斯くて第二回の「下相談會」を開き左の事項を協定す

第二回相談會協定事項

一定款案

- 二 設立當時の理事及監事を定むる事
 - 三 設立費の豫算並其支辨方法
 - 四 組合員(即設立者)たることを勧誘すべき人名
- 此に於てか区域内にて組合員たるに適當の人々の毎戸に就き、或は夫等の人々を一室に會して共に組合を設立せんことを勧誘し、豫定の組合員(設立者)を得るに及び準備を終れりとす

第二節 設立の手續

申請書に定款(全文の寫)二通を添附し、市町村長を経由して、府縣知事に差出べし書式は左の如し

(申請書ノ提出ニ關シ規則第七條ニ定ムル處ハ郡長又ハ郡長ノ職務ヲ行フヘキ者ヲ經由スヘキヲ命ゼリト雖モ地方廳ノ文書取扱例規ハ郡長ノ受理スヘキ文書ハ特殊ノモノヲ除クノ外町村長ヲ經由セシム)

(書例)

産業組合設立許可申請

今般産業組合法ニ據リ有限(無限責任)責任(保証責任)何々信用組合(購買組合)設立致度ニ付許可

相成度別冊定款相添へ此段申請候也

年 月 日

設立者

何郡市何町村番地

何 某^印

(以下全員列記)

府縣知事 何某殿

設立の許可を得たるときは、組合は事實に於て成立し、理事及監事は其任に就き組合機關として働きを始む、然れども第一回の拂込を了し、設立の登記を爲すにあらざれば、猶未だ第三者に對し對抗し得べき完全なる法人と謂ふを得ず、故に許可書を接受したるときは、順序として直ちに第一回の拂込を爲さしむるを要す(法第十二條)

(書例)

出資拂込通知書

本組合設立ノ義許可相成候ニ付テハ出資何口分第一回拂込金何圓來ル何月

何日限り御拂込相成度(又ハ何日ノ下集金入差出候ニ付御拂渡相成度)及御通知候也

年月日

何々組合

理事 何

何 某 殿

某 閣

右出資第一回の拂込を終りたるときは、二週間(十四日)以内に設立登記の申請をなすべし

印紙

産業組合設立登記申請書

一 登記ノ目的 産業組合設立ノ登記

一 登記ノ事由 産業組合設立ノ許可ヲ得明治年月日第一回ノ出資拂込アリタルニ因リ登記スル事項左ノ如シ

一名 稱 何々組合

- 二 組織 何々責任
- 三 事務所 何府縣何郡何市町村番地
- 四 目的 組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸附シ及ヒ貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト(本項ハ信用組合ノ例ナリ其他ノ組合ニアリテモ之ニ準シ定款所定ノ目的ヲ記載ス)
- 五 設立許可ノ年月日 明治何年何月何日
- 六 出資一額ノ金額 金何拾圓
- 七 出資拂込方法 出資第一回拂込金額ハ壹口ニ付金何圓第壹回拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外毎月末金何拾錢以上拂込ムモノトス(定款所定ノ通り記載ス)
- 八 理事ノ氏名住所
 - 何府縣何郡市町村番地
 - 何
 - 何府縣何郡市町村番地
 - 某

九 監事ノ氏名住所

何府縣何郡市町村番地 何 某

何府縣何郡市町村番地 何 某

十 存立ノ時期(又ハ解散ノ事由)

明治何年何月何日マデ、

(理事監事多數ナル場合ハ皆此ノ例ニ依リ列記スルモノトス)

(又ハ何々ノトキハ解散ス)

(存立ノ時期又ハ解散ノ事由ノ定メナキ時ハ定メナシト記載スルモノトス)

一 登録税金七圓

壹 通

一 添付書類

壹 通

地方長官ノ許可書(又ハ其認證アル謄本)

壹 通

各組員ノ出資口數ヲ證スル理事ノ證明書

壹 通

(保証責任組合ナルトキハ各組員ノ保証金額ヲ証スル理事ノ證明書)

組員名簿

壹 通

理事監事ノ印鑑届書

何 冊

(代理委任狀)

何 通

右登記相成度此段申請候也

明治何年何月何日

何府縣何郡市町村番地

申請人 何々産業組合

何府縣何郡市町村番地

理事 何 某 印

何府縣何郡市町村番地

理事 何 某 印

何府縣何郡市町村番地

理事 何 某 印

何府縣何郡市町村番地
暨 事 何 某印

(代理人ニ依リ申請スルモノトキハ左)

何府縣何郡市町村番地
右代理人 何 某印

某區裁判所(某區裁判所某出張所)
御 中

備考

添付書類ニシテ原本アルモノハ總テ原本ヲ呈出シ若シ其原本ノ還附ヲ請ハサルヘカラサル時ハ理事ハ其原本ト共ニ原本ニ相違ナキ旨ヲ記載シタル謄本ヲ添附スルモノトス
添附すへき書面中定式の設けあらざるものに付ては其要件を具備するに於ては適宜の書例に依るとを得へしと雖も申請者の便宜を計り書例を掲ぐる左の如し

(書例) 組合員ノ出資口數ヲ證スル證明書

出資ノ口數 出資者ノ住所 全 上 氏 名

何 口 何府縣何郡市町村番地 何 某
何 口 何府縣何郡市町村番地 何 某

(以下倣之)

右組合員ノ出資口數ニ相違ナキコトヲ證明ス
明治何年何月何日

何府縣何郡市町村番地
何々産業組合
右 理 事 何 某印

(書例) 組合員ノ保證金額ヲ證スル證明書

組合員ノ保證金額	保證組合員ノ住所	全 上 氏 名
金 何 拾 圓	何府縣何郡市町村番地	何 某
金 何 拾 圓	何府縣何郡市町村番地	何 某

(以下倣之)

右組合員ノ保證金額ニ相違ナキコトヲ證明ス
明治何年何月何日

何府縣何郡市町村番地

何々産業組合

右理事

何 某印

(組合員ノ名簿書例)

表紙ハ厚紙ヲ附シ其中中央ニ左ノ如ク記載スルモノトス
シニ冊以上ナル時ハ冊數ヲ記載スルモトス

紙表

何々産業組合員名簿

第何冊

(面表)

(面裏ノ紙表)

紙數表紙ヲ除キ何百枚

理事	何	某印
理事	何	某印
理事	何	某印
監事	何	某印

(若シ一人ノ理事監事多數捺印ナルトキハ各一人ノ署名捺印ナルト足ル)

(組合員名簿用紙ノ書例) 用紙ニハ丁數ヲ記入シ毎葉ノ級目ニ契印ヲ爲スモノトス
若シ理事監事ノ多數ナル時ハ各一人契印ヲ以テ足ル

(書例)

何府縣何郡市町村番地

何 某

出資ノ口數	出資取得番号	出資取得年月日	出資拂込ノ回數	出資拂込金額	出資拂込年月日
何口	第何号ヨリ 第何号マテ (餘白部分)	明治何年何月何日	第何回	金何圓	明治何年何月何日

備考

保證責任ノ組合ニ在リテハ保證金額ノ一欄ヲ設ケ保證金額ヲ記載シ組合員毎ニ如此順次記載スルモノトス但甲組合員ト乙組合員トノ間ニ産業組合登記取扱手續第十條二項第十二條一項ノ登記ヲ爲シ得ヘキ爲メ相當餘白ノ設備ヲ要スルモノトス以下皆此ノ例ニ依ル

(書例)

印 鑑 届
曲尺五寸

(紙ノ厚) 印 鑑

何府縣何郡何市町村番地

何々組合

生年月日 某

右及御届候也

明治何年何月何日

某區裁判所(某區裁判所某張出所)

理事(又ハ監事)

何

某

(理事監事ノ印鑑ヲ一紙ニ貼付シ連署ヲ以テ届出ツル事ヲ得ベシ)

御 中

壹錢

委任狀

拙者義何郡市町村番地某ヲ以テ代理人ト定メ左ノ權限ヲ代理セシム
 一何郡市町村番地ニ設立シタル何々組合設立ノ登記ヲ某區裁判所(某區裁判所某出張所)へ出頭申請ニ關スル一切ノ行爲
 右代理委任狀如件

明治何年何月何日

何府縣何郡市町村番地

何々組合

理事(又ハ監事)

何

某^印

備考

理事監事ノ總員カ或ル理事監事ノ一人又ハ他人ニ代理委任スルトキハ一紙ニ連署シタル委任狀ヲ以テ委任スルコトヲ得ルモ申請ノ異ナル數事項ヲ一紙ニ記載シテ委任スルヲ得サルモノトス
他ノ登記申請ニ關スル委任狀モ之ノ式ニ準ス

印紙

(書例)

登記濟證交附申請

一 登記濟證ノ交附ヲ請求スル登記事項

何々組合設立ノ登記

一手 數 料

金 五 錢

右登記濟證交附相成度此段申請候也

何府縣何郡市町村番地

明治何年何月何日

申請人

何々組合

理 事

何

某^印

某區裁判所(某區裁判所某出張所)

御 中

備考

登記濟證ハ其登記ノ完了シタルモノナルコトヲ證スルヲ目的ト爲スモノナリ故ニ登記申請人ノ代理人カ本人ニ對シ申請ノ義務ヲ盡シタルコトヲ通知スルノ場合ニ於テ請求スルノ必要アルヘシト雖モ其他ノ場合ニハ必要アリザルヘシ
之ノ書式ハ他ノ登記ノ場合ニモ適用ス

斯くて設立の登記濟みたるるときは茲に組合は完全なる法人として法律の範圍に於て自由に行動し得るに至る而して右設立登記を終りたるときは直ちに規則第十六條に依り其登記したる事項及登記の年月日を府縣知事に届出を要す

(書例)

登記事項届

一 目 的

何

々(登記事由ノ各條ニ同シ以下全シ)

二名	何々
三組	何々
四事務所	何々
五出資一口ノ金額及其拂込ノ方法	何々
六存立時期	明治何年何月何日マテ
七設立許可ノ年月日	明治何年何月何日
八理事監事ノ氏名住所	何府縣何郡市町村番地 理事 何 某
九登記ノ年月日	(以下理事監事列記) 明治何年何月何日
右及御届候也	何府縣何郡市何町村何番地 何々組合
年月日	

理事 何 某印

(一名ニテ可ナリ)

府縣知事何某殿

以上の手續を了りたるときは茲に全く設立事務を完了したるものとす

第四章 産業組合の機関

産業組合は法律の力に依り人格を與へられたる法人にして、形體あるにあらざるが故に、我々自然人の如く固有の意志ありまた能く自から行動するものにあらず去れば組合をして意志を表はし、行動を爲さしむるには、或る特定の機關に由らざるべからず、即ち特定の機關とは(一)總會 (二)理事 (三)監事之れなり、實に之の機關は人の頭腦、耳目、手足の如くにして、組合の生存活動上缺くべからざるものなり

第一節 總會

總會は組合の意志機關にして、通常總會、臨時總會の二に分つ、通常總會は毎年一定の時期に是非共開設することを要し、臨時總會は臨時の事件に關し理事の考により招集する場合と監事の考により召集する場合と、組合員の要求により招集する場合とあり、左に招集各個の場合を書式にて示さん

(書例)

通常(臨時)總會招集通知書

左記ノ件ニ關シ(組合員ノ要求ニ係ル場合ハ何某殿外何名ヨリ臨時總會招集ノ要求有之候ニ付)本月何日午前何時ヨリ何所(會場ヲ指ス)ニ於テ通常(臨時)總會開設致候間萬障御繰合御參會相成度此段及御通知候也

年 月 日

何々組合

理 事

何

某印

何

某殿

一 理事及監事ノ選任又ハ解任(法二十五條參照)

二 財産目錄貸借對照表、事業報告書、剩餘金處分ニ關シ承認ヲ求ムル件(法第三十一條參照)

三 理事ノ組合代表權ニ關スル件(法第三十二條民法第五十三條參照)

四 理事ノ特定ノ行爲ニ關スル制限ノ件(法第三十二條民法第五十五條參照)

五 定款變更ノ件(法第三十九條參照)

定款第何條ヲ左ノ通り變更ス

何々々々

- 六 何某殿除名ノ件(法第五十二條参照)
 - 七 組合解散ノ件(法第六十二條参照)
 - 八 清算人ノ選任(法第七十五條民法第七十四條参照)
 - 九 組合解散ニ付財産目録、貸借對照表ノ認定ノ件(法第七十一條参照)
 - 十 清算人ノ決算報告認定ノ件(法第七十三條参照)
 - 十一 本事業年度ニ於テ借入ル、コトヲ得ベキ最高金額ノ件(信用組合ニ在リテハ一組合員ニ貸付スルコトヲ得ベキ最高金額共)規則第九條参照)
 - 十二 (監事ガ招集スル場合ハ組合財産ノ狀況報告、組合業務執行上不正ノ廉報告ノ件(法第三十四條民法第五十九條参照))
- 追テ若シ御差支有之候ハ、別紙代理權委任狀へ署名捺印ノ上他ノ組合員ニ附シ委任相成候様致度申添候也

④印紙

(書例)

代理權委任狀

自分義不得止事故有之候ニ付又ハ病氣ニ付組合員何某ヲシテ何月何日招集

ニ係ル(通常臨時)總會ノ議決事項ニ對スル議決權ヲ行フコトヲ代理セシメ候

年 月 日

何々組合

組合員

何

某④

(書例)

通常(臨時)總會決議錄案

明治何年何月何日通常(臨時)總會ヲ何所ニ招集シタルニ定刻迄ニ出席シタル組合員何名(内決權ヲ委任シタル者何名)總組合員何名ニ對シ十分ノ何ニ當レリ其出席者ノ氏名ハ末尾ニ掲記ス

一 當日附議シタル事項左ノ如シ

一 何々々々

二 何々々々

三 何々々々

- 一 午前何時開議組合長理事何某事故アリ理事何某代テ議長トナル
- 一 投票ニ依リ理事ノ選舉ヲ行ヒシニ得点左ノ如シ

右得點ノ結果何某何某何某ヲ以テ當選者トス

何点	(當選)	何	某
何点	(當選)	何	某
何点	(當選)	何	某
何点	(次選)	何	某

一 監事ノ選舉ヲ行フ

(何某君)ヨリ監事ノ選舉ハ投票ヲ用キズ議長ノ指名ニ一任セントスル動議アリ全會一致異議ナク議長ハ左ノ通り指名推薦セリ

監事	何	某
監事	何	某

一 財産目録貸借對照表、事業報告書、剩餘金處分ノ件

(監事某君)ハ監事ハ本件ニ關シ何月何日ヨリ何月何日ニ至ル何日間組合ノ業務及財産ノ調査ヲ遂ケタルニ理事ノ業務執行其當ヲ得組合財産ノ狀況ハ財産目録記載ノ通り事實相違ナク且本年度剩餘金處分ハ提案ヲ可ト

認メタル旨ヲ述ベタリ

(何某君)ハ剩餘金處分案中組合員分配金何圓ハ之ヲ削除シ準備金ニ加算セントスルノ動議ヲ提出セリ其理由ハ組合員ハ既ニ組合ノ事業ノ爲メ利便ヲ享受シタルバ此ノ上僅少ナル分配ヲ望マサルニ由リ分配セラレタル少額ノ金圓ヲ各自ニ費消センヨリ寧ロ積立金トシ組合ノ財産ヲ増シ其基礎ヲ鞏固ニシ活動力ヲ充實セシメントスルニ在ル旨ヲ述ヘタリ

何某君ノ動議ニ何某君何某君賛成セリ
(議長)ハ何某君ノ剩餘金處分案修正ノ動議ニ就キ採決セシニ可トスルモノ何名多數ニ付可決ス

一 何々々々

午後何時閉會

右總會ノ顛末相違ナキコトヲ證スル爲メ記名捺印スルモノナリ

年 月 日

議 長 理 事 何 某 附

議事録署名委員ヲ舉ケタルトキハ茲ニ記名捺印ス

監事 何 某
 監事 何 某

(書例)

參會者名簿

番 號	參會者名	認 印	事 由	決 議 權 利	議 數	氏 名
一		印			一	何 某
二		印	何某、何某ノ代理ヲ兼ス		三	何 某
三		印	午後何時事故アリ退席		一	何 某
計						何 某 何 某 何 某 人

(決議録ニ添付スルモノトス)

(書例)

何々組合議事細則案

- 第一條 組合員ノ席次ハ到着順トス
- 第二條 選舉ハ投票ヲ以テ之ヲ行フ但總會ノ決議ニ據リ議長ニ於テ指名推薦ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 議長ハ開議ニ當リ議件ヲ宣告シ及其説明ヲ爲ス但説明ハ他ノ理事ニ於テナスコトヲ得
- 第四條 議件ハ一次二次三次會ヲ經テ確定スルモノトス但議長ノ意見又ハ總會ノ決議ニ依リ其順序ヲ省略スルコトヲ得
- 第一次會ハ議案ノ採否ヲ決議ス
- 第二次會ハ議案ノ各部ニ就キ逐條審議ス
- 第三次會ハ議案ノ全部ニ就キ議決ス
- 第五條 動議ハ二名以上ノ賛成者アルニアラサレハ議題トナラス
- 第六條 動議ノ議題トナリタルトキハ其賛成者ノ同意ヲ經ルニアラサレハ發起者ニ於テ撤回スルコトヲ得
- 第七條 發言セントスル者ハ議長ト呼ビ議長其番號又ハ氏名ヲ呼フヲ待テ

發言スヘシ

第八條 修正ノ議題ハ原案ニ先チ採決ス、若シ數個ノ修正議題アルキハ發議ノ順序ニ從フ

第九條 議決ハ法律又ハ定款ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外、決議權ノ過半數ノ同意ニ依ル

二個以上ノ修正議題アリテ孰レモ過半數ノ同意ナキ場合ニ方リ、總會ニ於テ猶ホ廢案スヘカラスト議決スルキハ特ニ委員ニ附托シ、審査ノ上更ニ附議スルコトヲ得

第十條 議長ハ左ノ各號中、其一ヲ選ミ議決ノ意思ヲ表セシム

- 一 起立
- 二 舉手
- 三 氏名點呼
- 四 可否札

第十一條 議長ハ討論ノ終結及決議ヲ宣告ス

議長ハ不穩當ナル言行者ニ對シ退席ヲ命スルコトヲ得

第二節 理事

理事は組合の執行機關にして、組合は理事に依りて活動す、其効績を擧ぐると否とは、實に理事の双肩に懸れりと謂ふべし、去れば理事たる者は組合員を看ること、慈母の赤子に於けるが如く、組合の業務は自己の業務の如く、誠實にして且つ敏捷ならざるべからず、理事の職責の重大なる夫れ斯の如く、其範圍も亦廣く組合の業務全般に涉り、法律規則及定款の定むる處により業務を執行す

理事は定款の定むる處により組合長一名を互選し、通常事務の担当、理事の統理及外部に對し理事の代表を爲さしむるを常とす、然れども之れ内部、殊に理事間の協約に外ならざれば、外部に對する業務執行上の責任は、理事の全員が之れを負はざるべからず故に他の理事たる者は、時々組合に臨み、帳簿及書類等の檢閲を爲し或は意見を述べ、業務の執行を事後に承認するの手續をなすを必要とす

重要な事件は理事會を開き決定す、其決定は定款に別に定めなきときは過半數の

同意に據る

組合の設立後理事の執行すべき事務の概目左の如し

- 一 總會に於て定款變更を議決したるときは府縣知事へ認可の申請を爲すこと
- 二 總會を招集する事(法第二十三條民法第六十條第六十一條)
- 三 設立登記事項に變更を生したるときは定款變更の手續を了したる上變更の登記を爲す事(法第十四條)
- 四 名簿記載の登記を除くの外總へて登記したる事項は郡市町村長を經由して府縣知事へ届出を爲す事(規則第十六條第十七條)
- 五 組合員名簿の記載事項に變更を生したるときは、二週間以内に登記を爲す事(法第十五條三項)
- 六 事務所の新設及移轉は二週間以内に登記を爲す事(法第十六條民法四十八條)
- 七 持分の讓渡に關する手續を爲す事
- 八 定款及總會の決議録並に組合員名簿を備置く事

九 通常總會の日より一週間前に、財産目録、貸借對照表、事業報告書、及剩餘金處

分案を作成して監事の意見を求め、共に之れを總會に提出して、其承認を求むる事(法第三十條、第三十一條規則第七條)

右承認を得たるときは其原本を事務所に備置き、且つ副本二通を作り府縣知事に差出す事(規則第七條)

十 出資一口の金額及保證金額の減少並に組織の變更特に責任の減少の手續を爲す事(法第四十條、第四十一條、第四十二條)

十一 無限責任の組合に加入の申込あるときは總組合員の承諾を求め、加入金を徴する等定款所定の手續をなす事

十二 脱退したる組合員に對し年度の終より三ヶ月内に持分の拂戻を爲す事

十三 産業組合法施行規則第九條の報告を爲すこと(規則第九條)

十四 其他定款に定められたる事務

以上一號乃至十四號の事項に關する執務例書例等の詳細は他の章に於ける關係各部に於て例示す

理事は法律上命せられたる事項の不執行、又は怠慢の場合には夫れ一嚴格なる制裁法第七十六條に依り五圓以上三百圓以下の過料あり平素の注意こゝ肝要なるべし左に之を列記す

- 一 産業組合法に定めたる登記を期間内に爲さず、又は不正の登記を爲したるとき
- 二 官廳又は總會に對し不實の申立を爲し、又は事實を隱蔽したるとき
- 三 定款及總會決議録を各事務所に備置かず、又は組合員名簿を主たる事務所に備置かざるとき
- 四 通常總會の日より一週間前に財産目録、貸借對照表、事業報告書、及剩餘金處分案を監事に提出せず且つ之れを主たる事務所に備へ置かざるとき
- 五 前三號、四號及名簿書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載を爲し、若しくは正當の理由なくして閱覽を拒みたるるとき
- 六 出資一口の金額の減少を爲したるとき其決議の日より二週間内に財産目録及貸借對照表を作らず、又は前項の期限内に組合の債權者に對し異議あ

- らば、二ヶ月を下らざる期限内に之を述べべき旨を催告せざりしとき
- 七 債權者より前號の期限内に異議を述べたるとき之れに辨濟を爲さるるか又は相當の担保を供せずして出資の減少を爲したるとき
- 八 組合員が出資の拂込を終らざるに配當すべき金を拂込に充てざるるとき又は損失の填補を爲さず剩餘金分配をなし、或は分配の制限を超して分配したるとき
- 九 脱退したる組合員の外に持分の拂戻を爲したるとき
- 十 定款所定の額を準備金として積立ざりしとき
- 十一 組合が組合員の持分を取得し、又は質權の目的として之を受けたるとき
- 十二 監督官廳の命令したる事項を履行せず、又は其處分に従はざりしとき
- 十三 組合が其債務を完済すること能はざる場合に直ちに破産宣告を裁判所へ請求せざりしとき

第三節 監事

監事は組合の監査機関にして最も重要な職責あるものとす、其事務に繁閑ころあれ、理事と相撰む所あらず、常に組合員に代り、組合全般の業務及財産の状況に意を用ゐ、理事の業務執行を監督す、監事の職務は苟も監査の責任あり濫りに情實に泥むを許さず、宜しく厳正切實たるべきなり

組合設立後に於ける監事の職務は左の如し

- 一 組合財産の状況を監査する事(法第三十四條民法第五十九條)
 - 二 理事の業務執行の状況を監査する事(法第三十四條民法第五十九條)
- 右二項監査の方法は臨時又は定時に組合に臨みて
- (イ) 理事より業務執行の状況を聞取り、意見あるときは申述ふる事
 - (ロ) 財産目録貸借対照表を作らしめ、之れを帳簿に照合し、書類に徴し、現品に照し調査を爲す事
- 三 前一號二號の監査上、不正の廉あるを發見したるときは之を總會又は官廳へ報告する事(法第三十四條民法第五十九條)
 - 四 前號の報告を爲す爲め特に必要あるときは總會を招集する事(法第三十四條)

條民法五十九條)

- 五 理事と共に設立の登記を爲す事(法第十三條第八十一條)
- 六 理事の提出したる財産目録貸借対照表、事業報告書及剩餘金處分案に意見を附する事(法第三十條)

(理事の提出したるものを承認したるときは、前項書類を合綴して末尾に其認證を爲す事。事業報告の部参照)

- 七 組合と理事との契約又は訴訟に付ては組合を代表す(法第三十五條)
- 八 出資一口の金額、又は組合員の責任の減少、組合の解散及組合の合併に因る變更、設立、又は解散の登記の申請は理事と共に之を爲す(法第八十二條、第八十三條、第八十六條)

監事が法律上命せられたる事項の不執行又は怠慢の場合には理事と同しく夫れ厳格なる制裁(法第七十六條)に依り五圓以上參百圓以下の過料あり平素の注意ころ肝要なるべし左に之を列記す

- 一 第一回の拂込ありたるとき二週間以内に設立登記をなさず、又は不正の登

記を爲したるとき

- 二 出資一口金額の減少、又は組織變更に關し府縣知事の認可を得たるとき
週間以内に登記を爲さず、又は不正の登記を爲したるとき
- 三 官廳又は總會に對し不實の申立を爲し、又は事實を隱蔽したるとき

第五章 産業組合の運用

産業組合の性質及其効益に關しては、前章既に之を説明したりと雖とも、猶本章の始めに方り、語を換へて更に概要の説明を試みんとす、是れ蛇足に似たりと雖とも、亦本章記述上必要あるを以てなり

産業組合法第壹條に曰く「本法ニ於テ産業組合トハ産業又ハ其經濟ノ發達ヲ企圖スル爲メ左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ」とありて、其目的を達せしむる方法を擧げ産業組合の種類を定められたり、其用語熟字の高尙にして意義の深遠なる、到底専門の學術を修めたる人にあらざれば、能く之を了解し、之が説明を與ふるは難しとする處なり、然るに産業組合の、主として社會上經濟上貢獻せんとするは中産以下の小民を利せんとするにあり、中産以下の比較的智能淺薄なる小民、豈能く此等深遠なる法文の意義を了解するを得んや、是に於てか産業組合を必要とする方面の人々の爲めに、平易に此の法文の解釋を試むるの必要なるを思ひ、左に順次説明すること、せり

- 一 産業上必要なる資金を、低利に且簡便に融通を受け、少額の金たりとも隨時預入れ、又必要あるとき之を引出さんとせば
信用組合を設置すべし。
- 二 生産したるものに手際よく、且安直に、人工、又は器械工を施し、荷口を揃へて之を高價に賣り又は夫れ等人工器械工を施さずして、唯荷口のみを揃へて高價に賣りて單獨に賣りたるよりも、多くの收利を得んとせば
販賣組合を設置すべし。
- 三 生産業に必要な物品、又は生計上必要の日用品を品質の確實なる、代價の安直なる物を買ひ、且ッ買入の手敷を省かんとせば
購買組合を設置すべし。
- 四 生産したるものに、安直に人工又は器械工を施し、或は生産上必要なる器具器械、其他の物の共同使用を爲さんとせば
生産組合を設置すべし。
- 五 前二號乃至四號の利便を二ツ以上併せ得んとならば

二ヶ以上の兼業組合を設置すべし。信用組合は他組合と兼營するを得ず。之れ説明し盡したるにあらざるも、概念としては各種組合の特性を會得するに難からざるべし。

第一節 信用組合

産業組合法第一條第一號に信用組合の業務を規定す、曰く「組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシム」と實に信用組合は生産業に従事する者の其生産業の爲め必要なる資金の融通をなし、及組合員の貯金を取扱ふにあり信用組合は組合員の自己經濟上の不足を充し不利を補ふ爲に設けたる團體にして、之を株式組織の銀行等に比するに大に其趣の似て非なるもれあり、即ち銀行の株主は自己が借入を爲さんか爲めに投資するにあらす、其投資に對する利益の配當を目的とするにあり、信用組合の組合員は自己か資金の融通を受け、又餘裕金あるときは之を預け入れて利殖を圖る等の便利を第一の目的とす、銀行の貸付對手は何人を選ばざるも信用組合は組合員に限る等自然異なる點を發見するに難か

らす、而して此の不足を充し、不利を補ふ手段方法としては、産業者相集り相當の資金を醸出し、又餘裕金を預け置き之を有用者に融通し、隣保相佑けて餘裕あるものも不足の者も相共に利益と便宜とを得るにあり

信用組合の貸付に要する資金は先づ(一)出資金(二)預り貯金を以て之に充て猶不足なるときは(三)借入金を爲す而して組合に餘裕金あるときは利殖の方法を講ずる爲め總會の承認を経たる銀行又は個人に預け入るべきなり

信用組合は左の各業に應用するに適す

- 一 普通農業
- 二 養蠶業、蠶種製造業
- 三 工場組織にあらざる諸製造工業
- 四 漁業、水産製造業
- 五 林業
- 六 畜産業

而して前記各業に於ける左の資金に貸付を爲す

- 一 前項各業に必要なる屋舎の建築及修繕費
 - 二 器具器械の購入修繕費
 - 三 種苗、種畜の購入費
 - 四 肥料及原料の購入費
 - 五 土地、漁場の改良及開墾費
- 事業の執行は一に理事たる者の手腕に存す、宜しく細密なる注意を以て之に當り苟も失策なきを期すると同時に、餘りに大事を取り過ぎ却て敏活を欠くことなく寛嚴宜しきに適ふを要す
- 信用組合の事業方法として事業執行細則案を左に示す

何々信用組合事業執行細則案

第一條 借入金ヲ爲サントスル者ハ所要ノ日ヨリ五日前借入申込書ヲ差出スヘシ

(舊例)

一 借入金額 借入金申込書

何 圖

- 一 用途
- 一 返済予定期日
- 一 所要期日
- 一 保証人又ハ担保物

何々購入
何年何月何日
何年何月何日
何々々々

組合員

某

何々々々組合御中

第二條 理事ハ借入ノ申込アリタル時ハ三日以内ニ貸付ス可キ金額返済期日利率貸付月日ヲ通告ス

第三條 組合員前條ノ通告ヲ受ケタル時ハ借用証書ヲ持参シ借入金ノ授受ヲ爲ス可シ

印紙

(書例)

借入金証書

一金何圓也

借入金高

此契約事項左ノ如シ

- 一 利子ハ日歩何錢(又ハ年何割何分)トス
- 二 返済期日ハ明治何年何月何日トス但金何圓以上ハ内金トシテ期日前入金スルコトヲ得

- 三 本金ノ敷途ハ何々何々購入費ニ充ツル事
 - 四 担保品何々何程添付ス
- 右之通り履行可致依テ証書差出シ候也

年月日

何郡市町村何番地

何

某

借用人

何

某

何郡市町村何番地

何

某

保証人

何

某

(担保品ヲ差入ル、トキハ保証人ヲ要セス)

何々々々組合御中

第四條 利子ハ毎年六月末日十二月末日ニ拂込ムモノトス但償還期カ六月末以前ナル時ハ元金返済ト同時ニ七月以後十二月末以内ナル時ハ六月末日及元金返済ト同時ニ拂込ムモノトス

第五條 擔保物件ノ種類ハ國債証券、地方債証券、並農産物、農業用器具トス

第六條 理事ハ利子支拂期日及元金返済期日ヨリ七日前豫告ヲナスモノトス

(書例)

通知書

明治何年何月何日御借入相成候元金何圓ニ對スル利子金何圓、又ハ元金何圓及利子金何圓
本月何日御拂込相成度、又ハ集金人へ御拂渡相成度、豫メ御通知申上候也

年月日

何々組合

理事

某

何 某 殿

第七條 貯金を爲サントスル者ハ毎月十五日及三十日集金人へ拂渡ス可シ但隨時預ケ入レント
 スルトキハ通帳ニ現金ヲ添へ組合事務所へ差出ス可シ
 第八條 貯金ハ十五日迄ノ分ハ十六日ヨリ三十日迄ノ分ハ翌月一日ヨリ利子ヲ付ス
 第九條 信用程度ヲ定ムルハ左ノ標準ニ據リ之ヲ一等ヨリ四等ニ分ツ

- (一) 素行
 - 勤勉廿五点
 - 品行廿五点
 - (二) 財産
 - 資産廿五点
 - 持分廿五点
- 合計百点(満点)

(書例) 信用程度表 (明治何年度)

資 産	持 分	品 行	勤 勉	計	等級		備 考	氏 名
					一 等	二 等		
何 点	何 点	何 点	何 点	何 点	一 等	不 勤 勉 ノ 傾 アリ		何 某
：	：	：	：	：	二 等			何 某
：	：	：	：	：	三 等			何 某

(以下列記ノ事)

右之通り調査決定致候也

年 月 日

信用評定委員 何々々々組合 某 印
 (以下列記ノ事)

第十條 組合員中勤勉ナラサル者濫費ヲ爲ス者、廉耻ヲ破リタル者等アルトキハ理事ヨリ懇切ニ
 戒告スルモノトス
 組合員前項ノ事實ヲ知リタルトキハ直ニ理事ニ密告スルノ義務アルモノトス

信用組合使用の帳簿及書類を参考の爲め左に示す(貯金通帳を除く外は何れの組合にも適
 用することを得へし)

(表)

第 (何) 號

自明治(何)年(何)月(何)日
 至明治(何)年(何)月(何)日

貯 金 通 帳

何 某 殿

(内容)

月日	事由	預ケ入	拂戻	現在	取扱者
何月何日	何月何日	金何圓	金何圓	金何圓	印
何月何日	貯金利息元本へ加入	金何圓何拾錢	金何圓	金何圓何拾錢	印

(出資券)

(表)

出資券

一 出資(何)口 何 某殿

此拂込金額金(何)圓

右頭書ノ出資ヲ取得シ裏面記載ノ金額ヲ拂込ミタル證トシテ此券ヲ交付スルモノ也

年 月 日

何々責任何々組合

理事 何 某 印

理事 何 某 印

理事 何 某 印

欠

MISSING

第二節 販賣組合

産業組合法第一條第二號に販賣組合の事業を規定す曰く、組合員ノ生産シタル物ニ加工シ、又ハ加工セシテ之ヲ賣却スルコト」と即ち販賣組合の事業を分つときは左の如し

- (一) 組合員の生産したる物に加工して販賣すること
- (二) 組合員の生産したる物に加工せずして販賣すること
- (三) 組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして販賣すること

三者何れを撰擇するも適宜なり、蓋し販賣組合は産業者が自己産出の物品を最も有利に販賣する所の手段と謂ふへし

販賣組合の性質として其特長なる點三あり

第一 加工費を軽減し且ツ精巧なる加工を爲し得ること

第二 販賣物品の品質を揃へ、數量を多大ならしめ、取引上優勢の位置を占むるを得ること

第三 組合員相互に其長短を知ることを得、生産物の改良を促すこと
 販賣組合は他の各種の産業組合に比し、最も至難なる事業なり、是れ販賣組合は其
 事業の性質として、殆んど商人の商取引と同じきが故に、賣却の好機を見るの困難
 と、生産物の品等査定に困難とあるが爲めなり、去れば販賣組合の理事たる者は最
 も機敏の處置と公平なる品等査定を爲すと共に、組合員なるものは、飽くまでも共
 同一致の心を固くし、理事の處置に信頼するの覺悟なかるへからず
 販賣組合は左の各業に應用するに適す

- 一 農産物の販賣
- 二 繭蠶種及生糸の販賣
- 三 工場組織にあらざる諸工業製造品の販賣
- 四 漁獲物水産製造物の販賣
- 五 林産物、林業副産物、及林産製造物の販賣
- 六 副業品の販賣

事業執行方法として販賣組合の事業細則案を左に示す

何々販賣組合事業執行細則案

第一條 組合員其生産物ヲ賣却セントスルトキハ、通帳ヲ附シ之ヲ組合ニ差出ヘシ、但毎月十五日及
 三十日ニ於テ集收入ニ渡スコトヲ得
 第二條 物品授受ノ爲メ使用スル通帳ハ左ノ如シ

(表) 通帳

明治何年度
何 某 殿

(容 内)

番 號	月 日	品 名	數 量	品 等	仮 渡 金	利 渡 子	決 定 金	手 數 料	差 引

第三條 本組合ノ取扱物品ハ、毎月曜日ヲ以テ競争ニ付シ賣却ス、但理事ノ意見ニ依リ二週間以内競賣ヲ爲サ、ルコトヲ得

第四條 前條競争賣却ヲ爲スノ外某々商店ト取引ヲ爲スコトヲ得
取引ヲ爲ス商店ハ理事監事ノ協議ヲ以テ定ム

第五條 本組合ハ組合員ノ希望ニヨリ、相當ノ時價ヲ以テ物品ヲ引取り本組合ノ責任ヲ以テ賣却ス

ルコトヲ得

前項ノ場合ニハ代價全部ヲ拂渡スモノトス

第六條 物品ノ保管上不可抗力ヲ爲メ受ケタル損害ハ組合員ト組合ト折半ニ之ヲ負擔ス

第七條 本組合品等査定ノ標準左ノ如ク

一 品 質 何 点

二 色 澤 何 点

三 乾 燥 何 点

四 調 製 何 点

五 意 匠 何 点

六 何 々 何 点

前項ノ査定ニヨル得点何点以上ヲ一等トシ、何点以上何点未満ヲ二等トシ、何点以下ヲ三等トス

品 等 査 定 表

番 號	品 名	數 量	品 質	査 定	品 等
一	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等
	何々	何百々	何点		一等

第八條 本組合ハ品質劣悪、調製不体裁ノモノヲ拒絶スルコトアルヘシ
第九條 組合員ノ差出シ得ヘキ物品ノ數量左ノ如シ

- 一 何品 何百匁以上
- 一 何々 何個以上
- 一 何々々 何(ダース)以上

第十條 本組合ノ販賣ノ物品ニハ左ノ商標ヲ附ス



第三節 購買組合

産業組合法第一條第三號に於いて購買組合の事業を規定して曰く「産業又ハ生計

ニ必要ナル物品ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ賣却スルコト」と即ち購買組合の事業を分つときは左の如し

- 一 産業上必要なる物品を購買して之を組合員に賣却す
 - 二 生計上必要なる物品を購買して之を組合員に賣却す
 - 三 産業上及生計上必要なる物品を購買して之を組合員に賣却す
- 三者何れを撰擇するも適宜なり、蓋し購買組合は自己の産業及經濟を發達せしむる方法として、産業上必要なる物、及生計上必要なる物を、最も低廉に且有利に購買するの手段と謂ふへし

本組合の組合員の資格に關し一の特殊なる點は、前掲二號に於ける生計上必要なる物品を取扱ふ場合には、所謂消費組合にして産業者ならざる官吏、職工、等も亦組合員たるおとを得る事之れなり
商品が生産元より需用者に至る迄の間には、卸賣商及幾多小賣商の手を経過するを普通とす、此の間に於て、各商店は相當の利を貪るのみならず、往々品質を粗悪ならしめ、且消費者は購買上の勞費を要す、購買組合は以上の欠點を補ひ、可成需用者

と生産者を接近せしむ、茲に於てか購買組合の効益として、左の三點を擧ぐるに躊躇せず

- 第一 購買品の安價なること
- 第二 購買品の品質良好なること
- 第三 購入上勞費を省くこと

購買組合は左の各業に應用するに適す

- 一 食料品、日用品、勞働用具の購買
- 二 農具、肥料及農業上の種苗購買
- 三 工場組織にあらざる工業原料の購買
- 四 漁撈用器具、水産製造用の器具及原料の購買
- 五 樹木の苗木購買

購買組合は諸種の組合の事業中、最も簡易にして、單純なるものなりと雖とも、設立地が交通運輸の餘りに便利なるときは、組合の効益尠く、又商業地に接近したる場所なるときは、一般商人の競争を惹起し、事業難に陥るの事例尠からず、設立の當初

に於て注意すべきなり

購買組合の事業方法を説明する爲め左に事業執行細則案を示す

何々購買組合事業執行細則案

第一條 臨時購買セントスル者ハ、品名數量及所要ノ時期ヲ當組合ヘ申出ヘシ

註	文	書	(用紙ヲ配布シ蓋クヲ可トス)
一 品名	何	々	
一 數量	何	程	
一 所要時期	何	月何日	
右註文候也			
年 月 日			
何々組合御中			某 印

第二條 定期購買ヲ爲サントスルモノハ、組合ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、三日以内ニ注文書ヲ差出ス可シ

定期購買通知書		
一 品名	何	々

(切離)

但原 價	何品一貫目	程	何品一タース	程
一 購入豫定月日			何月何日	
一 受渡豫定月日			何月何日	
一 (配達豫定月日)			(何月何日)	
右定期購買御希望ニ候ハ、本書受領ノ日ヨリ三日以内ニ別紙切離へ相替記入(價格十分ノ一以上ノ前金相添)御差出相成度候也				
年 月 日			何 々 組 合	
定期購買注文書				
一 品 名	何 々 々	何 々 々		
一 數 量	何 々 何 程	何 々 何 程		
一 (前 金)	(金何圓添付)			
右 及 注 文 候 也				
年 月 日			何 々 組 合 御 中	
何 々 組 合 御 中				某 〇

第三條 本組合ハ左ノ物品ニ限り、陳列賣却チナス

一 何 々 々
一 何 々 々

一 何 々 々

第四條 物品ノ受渡ハ組合事務所ニ於テシ物品ノ配達ハ組合員ノ自宅ニ爲ス

第五條 物品ヲ受取りタルキハ、直ニ其代價ヲ支拂フモノトス、但左ノ物品ニ限り代價延拂ヲ承認スルコトヲ得

一 何 々 々

一 何 々 々

一 何 々 々

延拂ニ係ル利子ハ日歩金何錢トス

第六條 組合員物品ヲ受取ラサルトキハ相當ノ補償金ヲ徴スルコトアルヘシ

第七條 物品ノ賣價ヲ定ムル標準及種類左ノ如シ

一 何品ハ市價ヲ以テ賣却ス

一 何品ハ原價ニ、原價ノ百分ノ五ヲ加ヘタル額ヲ數量ニテ除シタル數ヲ單價トシテ賣却ス

第八條 本組合ハ定款ニ定ムル書記ノ外商取引専任ノ使用人ヲ置クコトヲ得

第九條 組合員ハ組合ヨリ購買シタル物品ヲ他ニ轉賣スルコトヲ得ス、但事實剩餘ヲ生シタル物品ニ付理事ノ承認ヲ經タルモノハ此限リニアラズ

第四節 生産組合

産業組合法第一條第四號ニ生産組合ノ事業を規定して曰ク「組合ノ生産シタル物ニ加工シ、又ハ組合員ヲシテ産業ニ必要ナル物ヲ使用セシムルコト」と即ち生産組

合の事業を分つときは左の如し

- 一 組合員の生産したる物に加工すること
- 二 組合員をして、産業に必要な物を使用せしむること
- 三 組合員の生産したる物に加工し、及組合員をして産業に必要な物を使用せしむること

三者何れを撰擇するも適宜たり、蓋し生産組合は自己の産業及經濟を發達せしむる方法として其生産物を最も低價に、第二次以後の精製を爲し、又は生産に必要な器具器械を、最も低價に使用する手段と謂ふ可し

凡そ生産物は其何たるを問はず、需用に充つる迄には多くは第二次以上の加工を要す、然かも加工用の器具器械にして利便多きものは、其價貴くして一個人の能く備へ得へきにあらず、加工用にあらずる産業用の器具、農業用の耕耘具、漁業用の漁撈具の如き物と雖とも亦全し、然るに生産者は其器具の利便を知りつゝ、も遺憾なから之れを購求使用する能はざるの實情なり、生産組合は此の不便を補ひ不利を満たすため、改良的の器具と熟練の技術とを以て、組合員の生産物に加工して之れ

を組合員に交付し、又は斯の種の器具を組合員に貸與して使用せしむ、生産組合の効益は實に左の諸點にあり

- 一 生産費を軽減す
 - 二 低價に精製を爲すことを得
 - 三 製品の品質を良好ならしめ其價值を貴くす
 - 四 精良なる器械器具を容易に使用することを得
- 茲に一言すへきは生産組合事業は器具器械の力、及技術とに因り生産行爲をなすに

- (イ) 組合が爲す場合
- (ロ) 組合員が爲す場合

とあり、こは物品の種類と生産の状態に由り何れに従ふも可なり

- 一 農産物の加工、農業者器具の使用
- 二 蠶糸業に關する加工及蠶業器具の使用

- 三 工場組織にあらざる工業及副業に關する加工及加工用器具の使用
 - 四 漁穫物の加工及漁業及水産製造用器具の使用
 - 五 林産物の加工及林業器具の使用
- 生産組合の事業方法を説明する爲め左に事業執行細則案を示す

何々生産組合事業執行細則案

第一條 本組合ニ於テ加工スル物品ハ左ノ如シ

一 何々々
一 何々々
一 何々々

前項ノ物品中何々々ハ混合加工ヲナシ提出數量ニ割合ヒ交付ス

第二條 本組合員ヲシテ使用セシムル物品ハ左ノ如シ

一 何々々
一 何々々
一 何々々
第三條 物品ノ加工ヲ請ハントスルモノハ通帳ニ物品ヲ添ヘ組合へ提出ス可シ但土曜日ニハ使用人ヲシテ物品ヲ集收セシム

明治何年度

(表)

物品受渡通帳

何 某 殿

(容)

月日	品名	数量	加工料	月日
何何	何々	何々	金給	何何

第四條 物品ノ使用セントスル者ハ、豫メ品名、數量、使用期間ヲ記シタル書面ヲ差出ス可シ

物品使用請求書

品名	何	何
數量	何	何
期間	何月何日ヨリ	何月何日迄
右使用致度及請求候也		
年月日	何	何

何々組合御中

某

第五條 物品ノ加工料、及使用料ヲ定ムル左ノ如シ

加工料

一 何々	一ケニ付	金	何	程
一 何々	一斗ニ付	金	何	程

使用料

一 何々	一 日	金	何	程
一 何々	一ケ月	金	何	程

第六條 加工料ハ物品交付ノ時、使用料ハ物品返戻ノ時之ヲ徴收ス

第七條 組合員物品ノ損傷シタルトキハ、其程度ニ從ヒ之ヲ補償スルノ義務アルモノトス

一 全ク使用ニ堪ヘサルニ至リタルトキハ評價ノ全額

一 修繕ヲ加ヘ使用シ得ラル、モノハ修繕費

第八條 評價ハ貸與ノ際、理事ニ於テ之ヲ定ム

第九條 組合ヨリ借受ケタル物品ハ、之ヲ他人ニ轉貸シ、又ハ他人ノ物品ニ加工スルヲ許サス

第五節 兼業組合

産業組合法第一條第二項に曰く「前第一號ニ掲ケタル事業ハ他ノ各號ニ掲ケタル事業ト相兼スルコトヲ得ス」と而して法第一條第一號には信用組合の事を規定するが故に、信用組合は他の各種組合と相兼ぬること能はざるなり、蓋し信用組合をして他の各種組合と兼ねしむるときは資金の混同を來たし、業務の複雑に陥るが爲めなり、其他の組合にありては二種以上の組合を兼ね、又其事業の二種以上を兼ぬることは随意なり、仮へは(一)組合の生産したる物に加工し、生産組合事業の一部(二)組合員の生計に必要な物を購買して之を組合員に賣却し、購買組合事業の一部(三)組合員の生産物に加工して之を賣却販賣組合事業の一部(四)せんとせば、生産購買販賣組合を設置するが如し、詳細に其數を擧ぐれば左の如し

組合の種類に由て分ちたる産業組合

- 一 販賣購買組合
- 二 販賣生産組合
- 三 購買生産組合
- 四 販賣購買生産組合

計 四

更に之れを組合事業の種類により分つときは

- 一 販賣購買組合 九
- 一 販賣生産組合 九
- 一 購買生産組合 九
- 一 販賣購買生産組合 廿七

計 五十四

之に販賣組合、購買組合、生産組合の事業、各三を合算するときは、其數六十三となり、猶之に信用組合一を加ふれば、其數實に六十四となる、去れば、苟も産業組合たる以

上は必ず此六十四種中の一若くは二以上の事業を営むものならざるへからず、更に之を有限無限保證責任即ち組織に依り分つときは、百九十二種となる、如斯多數なるか故に、今一々之れか性質應用効益事業方法等を説明するは、頗る煩雜なるのみならず、前各章に既に記述し蛇足に渉るの嫌あるを以て説明せず、本章第一節乃至第四節を参照の上、應用せられんことを望む

第六章 産業組合の事務

産業組合の事務は、嚴格明瞭なると共に敏活に處理することを要す、去れば苟も曖昧にして煩雜に過ぐる如きことあらんか、組合の働きは不活潑となり、完全なる成育を遂げ、良好の効果をを得る能はざるなり

組合の事務を分つときは、(一)組合員に對する事務、(二)取引上組合外に對する事務、(三)監督官廳に對する事務とす、而して組合員及組合員外に對する直接の事務に就ては、前章事業執行方法等に於て概要既に説明する處に屬するか故に、本章に於ては、其他の事務に關する處務の例、備へ置くべき帳簿書類のこと、及び監督官廳に對する申請報告届出等に就き、説述を試みんとす

何々組合處務細則案

(各種組合を合同したる例)

第一章 事務ノ分擔

第一條 本組合ニ左ノ各係ヲ置キ、理事ヲ以テ係擔當トス

一 總務係

- 二 貸付係
- 三 貯金係
- 四 購買係
- 五 販賣係
- 六 検査係
- 七 加工係
- 八 會計係

第二條 各係ノ分擔事務左ノ如シ

- 一 總務係 文書ノ受發、總會、剩餘金處分、請申請、登記、事業報告及組合經濟ニ關スル事項
- 二 貸付係 用途ノ調査金額ノ決定、貸付、取立ニ關スル事項
- 三 貯金係 貯金ノ受入、拂戻ニ關スル事項
- 四 購買係 注文品ノ取纏、仕入、賣却、代金取立ニ關スル事項
- 五 販賣係 物品ノ販賣、仮渡、精算ニ關スル事項
- 六 検査係 物品ノ検査、品等査定ニ關スル事項
- 七 加工係 物品ノ加工ニ關スル事項

八 會計係

金錢及ヒ物品ノ出納並ニ財産ノ保管ニ關スル事項

第三條 各係ノ擔當ヲ定ムルハ理事ノ協定ニ據ル

第四條 總テ事務ハ擔當理事ノ決定ニヨリ施行ス、但急務事件ニシテ擔當理事ノ不在ナルトキハ他

ノ理事ニ於テ代理決定ヲ爲スモノトス

事件ノ重大ナルモノハ理事會ノ協議ニヨリ決定ス

第五條 事件發生シタルトキハ書記ハ直ニ處分案ヲ具シ理事ノ決定ヲ求ム可シ但簡易ノ事件ニ付

テハ口頭ヲ以テシ其要旨ヲ處務日誌ニ記載スルコトヲ得

第六條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備ヒ、事件發生ノ都度之ニ記載ス

一 出納帳

一 元帳

一 備品臺帳

一 消耗品受拂簿

一 郵便切手受拂簿

(以上各種組合)

一 貸付金臺帳

(以上信用組合)

一 物品受入帳

一 物品販賣帳

(以上販賣組合)

一 購買調査帳

一 組合員名簿

一 持分臺帳

一 印鑑簿

一 處務日誌

一 借入金臺帳

一 貯金臺帳

一 販賣調査帳

一 物品購買帳

(以上購買組合)

一 物品加工帳

(以上生産組合)

第七條 本組合ノ書類ハ左ノ分類ニ據リ編纂ス

一 定款

一 總會決議錄

一 加入申込書

一 貸借對照表

一 事業報告書附餘剰金處分決議書

一 借入(購買)申込書

一 諸申請及指令書

一 登記ニ關スル書類

一 領收證

一 信書

一 雜書

第八條 帳簿及書類ニハ厚表紙ヲ付シ、帳簿名又ハ書類名、年度、及組合名、ヲ記載シ書類ニハ索引ヲ付スヘシ

第九條 會計ニ關スル帳簿及證據書類ハ左ノ記載例ニ準據ス可シ

一 金錢ニ係ル一、二、三、十ノ數字ハ壹、貳、參、拾ノ字ヲ用フ

一 訂正ノ麻ハ朱線ヲ引キ其右傍ニ改書シ抹消ノ部分ニ證印スヘシ

一 帳簿ニ口座ヲ設クル場合ハ見出ヲ附ス可シ

一 帳簿ノ記載ハ數字ヲ以テスルコトヲ得

本項ノ場合ニハ一、二、三、一〇ノ字ヲ用ヒ單位ヲ明記スヘシ
 一 會計簿ハ簿記法ニ據ルコトヲ得
 一 帳簿ニハ紙數ノ順位ヲ欄外ニ其總紙數ヲ表紙ノ裏面ニ記載スルコトヲ要ス
 第十條 本組合ニ於テ使用スル印章左ノ如シ

何々組
 合理事
 之印

何々組
 之印

第一節 帳簿及其記載例

産業組合法第五條に商法を引用して商人に關する規定を準用せらる而して商法
 第廿五條に商人の帳簿に關することを規定して曰く「商人は帳簿を備へ之に日々
 の取引其他財産に及ぼす可き一切の事項を整然且明瞭に記載するを要す云々」
 又産業組合法第廿九條に曰く「前掲」組合員名簿を主たる事務所に備へ置くべし
 と即ち組合は日常取引及財産關係を記載すべし帳簿及組合員名簿を備へ置くこ

とを要するなり第六章産業組合事務の項に於ける處務細則中に定むる帳簿は、即
 ち日々の取引事項及財産に影響を及すべき事項並に其他の事項を記載する爲め
 設けたる帳簿にして、其特質及内容の概要を左に説明す

一 出納帳

現金一切の出入を明かにす即ち總ての出金入金は必ず本帳に記載するも
 のとす其内容は月日科目事由出入金額差引等にして現金額を示す

二 元帳

前項出納に係る金高を其勘定科目の別に出納を明かにす勘定科目は口座
 を設け(見出しを付す)其内容は月日事由出入金額差引等なり
 元帳に設くる口座(勘定科目)の概目は左の如し

- (イ) 出資
- (ロ) 貯金
- (ハ) 借入金
- (ニ) 準備金

(レ)(タ)(ヨ)(カ)(ワ)(ヲ)(ル)(ヌ)(リ)(チ)(ト)(ヘ)(ホ)

特別積立金
仮預金
未拂利子
貸付金
証券
地所
建物
什器
預ケ金
未入利子
仮渡金
購買販賣物品
仮拂

(事務費)

(ソ) 損失

(ツ) 利益

事業費
利息
雜費
利息
手續料
歩合金
使用料
雜入
等

三 備品臺帳

備品一切の出納及價格を明かにす、其内容は備品の種類に分ち月日、事由、元價、數量別出入、及差引等とす

四 消耗品受拂帳

消耗品一切の出納を明かにす、其内容は消耗品の種類別に口座を設け、月日、事由、受拂、現在等とす

- 五 郵便切手受拂簿
郵便切手及端書の出納を明かにす、其内容は月日、事由、受拂現在等とす
- 六 組合員名簿
組合員に關する一切の事項を明かにす、其内容は番號、出資金額、摘要、出資人、譲受人、出資拂込事項等に分つ
- 七 持分臺帳
組合員の持分計算を明かにす、其内容は組合員氏名、權利の標準額、持分額等に分つ
- 八 印鑑簿
組合員の使用する印影を明かにす、其内容は組合員毎に印鑑用紙を用ゐる住所氏名印影等とす
- 九 處務日誌
組合業務上日々の出来事を記載す
- 一〇 借入金臺帳

- 一一 借付金臺帳
組合貸付金一切の事項を明かにす、其内容は番號、借入年月日、借入金額、返済期日、利率、債權者、事由、元金及利子の返済事項とす
- 一二 貯金臺帳
組合貸付金一切の事項を明かにす、其内容は番號、貸付年月日、金額、返済期日、利率、用途、負債者、保證担保備考、元金及利子の收入事項とす
- 一三 貯蓄預金一切の事項を明かにす、其内容は番號、月日、事由、預り、拂戻、現在額等とす
- 一四 物品受入帳
販賣物品に關する受入、品等査定等一切の事項を明かにす、其内容は月日、品名、數量、品等、氏名等に分つ
- 一五 販賣調査帳
販賣物品に關し組合との勘定を明かにす、其内容は番號、品名、數量、代價、仮渡加工料、備考等に分つ

一五 物品販賣帳

販賣組合が販賣したる事項を明かにす其内容は月日、賣先、品名、數量、代價、事由、代價收納等に分つ

一六 購買調査帳

購買組合が賣却物品に關し組合員との勘定を明かにす其内容は番號、品名、數量、代價、内取金、延納金、延納利子差引、勘定濟月日等に分つ

一七 購買帳

購買組合の購買に關する一切の事項を明かにす其内容は月日、購買先、品名、數量、代價、備考等に分つ

一八 物品加工帳

生産組合の加工に關する一切の事項を明かにす其内容は月日、品名、數量、加工料、交付月日、氏名、備考等に分つ

一九 物品貸付臺帳

生産組合の物品貸付に關する一切の事項を明かにす其内容は番號、貸付月

日、品名、數量、使用期間、使用料、價格、借人、保證人、備考、使用料收入等に分つ
以上帳簿の特用及内容を示したり、次に各帳簿の様式及特に會計上の帳簿に就て各種産業組合兼營の仮定、實際は信用組合は他の組合と兼ねること能はずにて記載例を示す

(紙表ノ簿帳)

(自)明治何年度

何々帳

何紙敬表紙ヲ除キ
枚キ

何々組合

(出納帳)

(各種組合)

月・日	科目	事由	受	拂	差引(現金)
一月一日	出資	前年度ヨリ繰越出資	四百圓		
同日	準備金	前年度ヨリ繰越準備金	五十圓		
同日	特別積立金	前年度ヨリ繰越特別積立金	五十圓		五百圓
一月廿日	出資	出資第二回拂込二百圓分受入	四百圓		九百圓
一月廿五日	什器	金庫、書籍、机及印章代支拂		五十圓	八百五拾圓
一月廿六日	損失	切手端書代支拂		五圓	八百四拾五圓
一月廿七日	利益	特殊寄付金受入	四拾圓		
同日	損失	筆、墨、紙代支拂		參圓	
同日	貯金	貯金受入	百貳拾圓		壹千〇貳圓
一月三十日	同	貯金拂戻		五圓	九百九拾七圓
二月五日	出資	新加入第二回出資拂込受入	四圓		
同日	準備金	新加入料受入	五拾錢		壹千壹圓五拾錢

三月十日	貸付金	貸付金支拂		九百圓		
同日	借入金	何々銀行ヨリ借入	四百圓			
同日	預ケ金	何々銀行へ預入		五百圓		壹圓五拾錢
四月一日	出資	出資第三回拂込二百口分受入	四百圓			四百壹圓五拾錢
四月廿一日	出資	出資拂込未納分受入	貳圓			
同日	準備金	未納過怠金受入	壹錢貳厘			四百參圓五拾壹錢貳厘
四月廿五日	預ケ金	何々銀行ヨリ預金拂戻	壹百圓			
同日	建物	生糸揚返場請負金拂渡		五百圓		參圓五拾壹錢貳厘
五月一日	預ケ金	何々銀行ヨリ預金拂戻	貳百圓			
同日	仮渡金	仮渡金支拂		貳百圓		參圓五拾壹錢貳厘
五月十六日	購買品	生糸賣渡代金何々商店ヨリ受入	五百圓			
同日	利益	生糸賣却手数料受入	五圓			
同日	利益	仮渡金日歩受入	九十六錢			
同日	仮渡金	仮渡金精算受入	貳百圓			

同日	購買品	生糸代支拂		五百圓		貳百〇九圓肆拾七錢貳厘
五月廿日	損失	薪炭油代支拂		五圓		
同日	同	書記給料支拂		貳拾圓		
同日	同	人足料支拂		貳圓		參百八拾貳圓四拾七錢貳厘
六月一日	貸付金	貸付金返済受入	貳百圓			
同日	利益	貸付金利息受入	貳拾圓			
同日	損失	貯金利息支拂		貳圓九拾壹錢六厘		
同日	貯金	貯金利息元本へ加入	貳圓九拾壹錢六厘			
同日	購買品	肥料、糞代支拂		貳百圓		壹百五拾圓〇八錢
六月二日	同	肥料、糞代受入	貳百圓			
同日	利益	肥料、糞購買手数料受入	拾圓			參百六拾圓〇八錢
六月十三日	購買品	肥料、鹽代延納分受入	五拾貳圓參拾九錢貳厘			
同日	利益	肥料、糞購買手数料受入	貳圓六拾錢			
同日	利益	延納日歩受入	拾五錢七厘			四百拾五圓貳拾參錢

七月一日	什器	蠶病消毒器買入代支拂		壹百五拾圓	貳百六拾五圓貳拾參錢
七月二日	建物	殺蟻乾燥裝置請負金拂渡		壹百五拾圓	
同日	仮拂	消毒藥品代支拂		拾五圓拾五錢七厘	壹百圓〇七錢參厘
七月十五日	利益	使用料受入		拾圓	
同日	利益	消毒器毀損補償受入		貳圓	
七月廿五日	利益	加工料受入		八圓	
七月三十日	預ケ金	何々銀行ヨリ預金拂戻		壹百圓	壹百貳拾圓〇七錢參厘
同日	地所	事務所敷地買入代支拂		壹百圓	
八月一日	利益	篤志寄付金受入		壹百圓	壹百貳拾圓〇七錢參厘
同日	証券	何々特志寄付金國庫債券買入費ニ支拂			壹百圓
九月十五日	借入金	何々銀行ヨリ借入金		參百五拾圓	壹百貳拾圓〇七錢參厘
同日	預ケ金	何々銀行ヨリ預金拂戻		壹百圓	
同日	仮預リ金	肥料、石油、鹽購買仮預金		五拾圓	
同日	購買販賣物品	肥料、鹽、石油代支拂		五百五拾圓	七拾圓〇七錢參厘

十月一日	出資	脱退組合員持分拂戻		六圓	
同日	準備金	脱退組合員持分一分トシテ拂戻		五拾錢	
同日	持立金別	脱退組合員持分ノ一部拂戻		五拾錢	
同日	準備金	脱退組合員持分拂戻額繰入		壹圓	六拾四圓〇七錢參厘
十月十五日	貸付金	貸付金返済受入		貳百圓	
同日	利益	貸付金利子受入		拾參圓拾四錢	貳百七拾七圓貳拾壹錢參厘
十一月一日	仮渡金	物品代仮渡金支拂		六拾圓	貳百拾七圓貳拾壹錢參厘
十二月廿五日	預ケ金	何々銀行へ預ケ入		壹百圓	壹百拾七圓貳拾壹錢參厘
同日	仮拂	消毒藥品代仮拂戻入		拾圓	
同日	損失	何々銀行へ借入金利子支拂		四圓五拾四錢五厘	
同日	利益	貸付金利子受入		參拾七圓貳拾錢	
同日	損失	書記手當七ヶ月分支拂		參拾五圓	
同日	什器	消毒器毀損及時價見積減價		五圓	
同日	損失	消毒器毀損及時價見積損		五圓	

十二月廿五日	利益	何々銀行預金未入利子	拾四圓四拾六錢					
同日	利子未收入	何々銀行預金利子未收入	拾四圓四拾六錢					
同日	損失	何々銀行借入金未拂利子		拾四圓四拾六錢				
同日	未拂利子	何々銀行借入金利子未拂	參拾四圓九拾貳錢					百貳拾四圓八拾六錢八厘

(元帳)

(各種組合)

月日	事	由	受	拂	差	引
一月一日	前年度ヨリ繰越		四百圓		四百圓	
一月廿日	出資第二回何某外何名分受入		四百圓		八百圓	
二月五日	出資第二回何某外一名分受入		四百圓		八百四圓	
四月一日	出資第三回何某外何名分受入		四百圓		千貳百四圓	
四月廿一日	出資第三回何某分受入		貳圓		千貳百六圓	
十月一日	脱退組合員持分拂戻何某へ支拂			六圓	千貳百圓	

出資 (枚)

準備金 (枚)

月日	事	由	受	拂	差	引
一月一日	前年度ヨリ繰越		五拾圓		五拾圓	
二月五日	加入料何某ヨリ受入		五拾錢		五拾圓五拾錢	
四月廿一日	出資未拂過怠金何某ヨリ受入		壹錢貳厘		五拾圓五拾壹錢貳厘	
十月一日	何某脱退持分ノ一部トシテ拂戻			五拾錢	五拾圓壹錢貳厘	
同日	何某脱退持分ノ拂戻殘額繰入		壹圓		五拾壹圓壹錢貳厘	

特別積立金 (枚)

月日	事	由	受	拂	差	引
一月一日	前年度繰越		五拾圓		五拾圓	
十月一日	脱退持分拂戻何某へ支拂			五拾錢	四拾九圓五拾錢	

未拂
積立金

(一枚)

月	日	事	由	受	拂	差	引
十二月	廿五日	何々銀行ヨリ借入金	未拂分	参拾四圓九拾貳銭		参拾四圓九拾貳銭	
		(未拂利子ヲ支拂ヒタルトキハ其金額ヲ拂ニ記載整理スルモノトス)					

産業組合の事務

五

假預金

(一枚)

月	日	事	由	受	拂	差	引
九月	十五日	肥料、鹽購買仮預り金	何某外何名より受入	五拾圓		五拾圓	

産業組合の事務

四

証
券 (枚)

産業組合の事務

月 日	事 由	受 拂	差 引
八月 一日	國庫債券額面百圓買入代何某へ支拂	百 圓	百 圓

一七

其付金 (枚)

産業組合の事務

月 日	事 由	受 拂	差 引
三月十日	貸付金何某外何名へ支拂		九百圓
六月一日	貸付金返済何某外何名ヨリ受入	貳百圓	七百圓
十月十五日	貸付金返済何某外何名ヨリ受入	貳百圓	五百圓

一六

建
物

(枚)

産業組合の事務

月 日	事 由	受 拂	差 引
四月廿五日	生糸揚返場建築請負金何某へ支拂	五百圓	五百圓
七月二日	殺蟪乾燥装置受負代金何某へ支拂	百五拾圓	六百五拾圓

地 所

(枚)

産業組合の事務

月 日	事 由	受 拂	差 引
七月三十日	事務所敷地買入代何某へ支拂	百圓	百圓

一枚
未収入
利子

月日	事由	受	拂	差	引
十二月廿五日	何々銀行預金利子未收入分 <small>(未入利子ノ收入セラレタルトキハ其金額ヲ受ニ記載整理スルモノトス)</small>		拾四圓四拾六錢	拾四圓四拾六錢	
			六錢		

一枚
預ケ金

月日	事由	受	拂	差	引
五月一日	仮渡金何某外何名へ支拂		貳百圓	貳百圓	
五月十六日	仮渡金何某外何名ヨリ精算受拂	貳百圓		〇	
十一月一日	物品代仮渡金某外何名へ支拂		六拾圓	六拾圓	

物品 (枚)

月	日	事由	受	拂	差	引
五月	十六日	生糸賣却代金何々商店ヨリ受入	五百圓		五百圓	
同		生糸代金某外何名へ支拂		五百圓	〇	
六月	一日	肥料鹽代何々商店へ支拂		貳百五拾貳圓參拾九錢貳厘	貳百五拾圓參拾九錢貳厘	
六月	二日	肥料鹽代何某外何貳ヨリ受入	貳百圓		五拾貳圓參拾九錢貳厘	
六月	十三日	肥料鹽代延納分何某外何名ヨリ受入	五拾貳圓參拾九錢貳厘		〇	
九月	十五日	肥料鹽石油代何々商店へ支拂		五百五拾圓	五百五拾圓	

假拂 (枚)

月	日	事由	受	拂	差	引
七月	二日	蠶病稍毒藥品代何々商店へ支拂		拾五圓拾五錢七厘	拾五圓拾五錢七厘	
十二月	廿五日	蠶病稍毒藥品代金某外何名ヨリ受入	拾圓		五圓拾五錢七錢	

月日	事	由	受	拂	差	引
一月廿七日	何某特殊寄付金受入		四拾圓		四拾圓	
五月十六日	何某外何名生糸賣却手数料受入		五圓		四拾五圓	
同	何某外何名飯渡日歩受入		九拾六錢		四拾五圓九拾六錢	
六月一日	何某外何名貸付金利息受入		貳拾圓		六拾五圓九拾六錢	
六月二日	何某外何名肥料購買手数料受入		拾圓		七拾五圓九拾六錢	
六月十三日	何某外何名肥料購買手数料受入		貳圓六拾錢壹厘		七拾八圓五拾六錢壹厘	
同	何某外何名延納日歩受入		拾五錢七厘		七拾八圓七拾壹錢八厘	
七月十五日	何某外何名蠶病消毒器使用料受入		拾圓		八拾八圓七拾壹錢八厘	
同	何某消毒器毀損補償金受入		貳圓		九拾圓七拾壹錢八厘	
七月廿五日	何某外何名加工料受入		八圓		九拾八圓七拾壹錢八厘	
八月一日	何某ヨリ費途指定篤志寄付金受入		百圓		百九拾八圓七拾壹錢八厘	
十月十五日	何某ヨリ貸付金利息受入		拾參圓拾四錢		貳百拾壹圓八拾壹錢八厘	
十二月廿五日	何某外何名ヨリ貸付金利息受入		參拾七圓貳拾錢		貳百四拾九圓五錢八厘	
同日	何々銀行預金利息受入		拾四圓四拾六錢		貳百六拾參圓五拾壹錢八厘	

(一枚) 利益

月日	事	由	受	拂	差	引
一月廿六日	郵便切手葉書代何某へ支拂			五圓	五圓	
一月廿七日	筆紙墨代何某へ支拂			參圓	八圓	
五月二十日	薪炭油代何某へ支拂			五圓	拾參圓	
全	書記給料四ヶ月分何某支拂			貳拾圓	參拾參圓	
全	人足料何某へ支拂			貳圓	參拾五圓	
六月一日	貯金利息何某外何各へ支拂			貳圓九拾壹錢六厘	參拾七圓九拾壹錢六厘	
二月廿五日	借入金利息何々銀行へ支拂			四圓五拾四錢五厘	四拾貳圓四拾六錢壹厘	
全	書記手常七ヶ月分何某支拂			參拾五圓	七拾七圓四拾六錢壹厘	
全	消毒器毀損及時價見積損			五圓	八拾貳圓四拾六錢壹厘	
二月廿五日	何々銀行ヨリ借入金利息未拂ノ分			參拾四圓九拾貳錢	百拾七圓參拾八錢壹厘	

(一枚) 損失

右記載事項に基き貸借対照表を作るときは左の如し

(書例)		貸借対照表	
貸方		借方	
科目	金額	科目	金額
拂込未済出資金	八百圓	出資金	貳千圓
貸付金	五百圓	貯金	百拾七圓九拾壹錢六厘
國債證券	百圓	借入金	七百五拾圓
地所	百圓	準備金	五拾壹圓〇壹錢貳厘
建物	六百五拾圓	特別積立金	四拾九圓五拾錢
什器	百九拾五圓	仮預り金	五拾圓
預け金	百圓	未拂利子	參拾四圓九拾貳錢
未入利子	拾四圓四拾六錢	本年度剩餘金	百四拾六圓拾參錢七厘
仮渡金	六拾圓		

物品	五百五拾圓		
仮拂金	五圓拾五錢七厘		
現金	百貳拾四圓八拾六錢八厘		
計金參千九拾九圓四拾八錢五厘		計金參千九拾九圓四拾八錢五厘	

備考

- (一) 本表の出資は一口金拾圓にて二百口あるものと仮定せり
 - (二) 剩餘金は其年度内總利益金より總損失金を差引きたる殘高なり
 - (三) 若し利益に對し損失の多き場合は損失として貸方に出す
 - (四) 損失に歸したる場合に特別積立金等を以て之を補填したるときは本表には掲記せざるものとす
 - (五) 本表を作るには元帳の各勘定科目の差引欄に於て(1)拂に對し受の多きものを貸方に出し(2)受到對し拂の多きものを借方に出すへし
 - (六) 本表貸方の合計と借方の合計とは符合すへき筈なり
- 以下様式を示す所の帳簿には事件發生の都度其順序本末を正し直ちに記入整理すへきなり

(消耗品受拂帳)

(何品)ノ部

月日	事	由	受	拂	現	在
何月何日	買入		何枚			何枚
何月何日	小出シ使用			何枚		何枚

(各種組合)

(備品臺帳)

(何品)ノ部

日	月	事	由	受	拂	現	在
何月何日	買		入	何ヶ	何ヶ		何ヶ
何月何日	毀		損		何ヶ		何ヶ
何月何日	價格査定減				何ヶ		何ヶ

(各種組合)

(郵便切手受拂帳)

(切手)ノ部

月日	事由	由	受	拂	現	在
何月何日	買入		何圓		何圓	
何月何日	何某へ發信			何錢		
同	何商店へ發信			何錢	何圓何拾錢	

(組合員名簿)

(各種組合)

備考	出資金拂込				回数	拂込年月日	各自拂込金額	計金	取扱者印	取得年月日	取及口數	出資金額	番號	第何號	住	氏	名	
	第一回	第二回	第三回	第四回														摘要
本様式ハ出資台帳ヲ綴リタルモノナリ、保證責任組合ニ在リテハ保證金額ノ一欄ヲ設ケヘシ 産業組合の事務																		

(印鑑簿)

第一號

印鑑

何

(各種組合)

某

明治何年何月何日改印(紛失)届出ニ付第何號へ移ス

第二號

印鑑

何

某

第三號

印鑑

何

某

第四號

印鑑

何

某

備考 用紙ハ四ノ内紙ヲ可トス

(持分臺帳)

(各種組合)

拂込濟出資	何年度	何年度	何年度	何年度
金貳千圓		金貳千五百圓		
準備金	何年度	何年度	何年度	何年度
金百五十拾圓		金貳百圓		
剩餘金	何年度	何年度	何年度	何年度
金五十拾圓		金百圓		
合計	何年度	何年度	何年度	何年度
金貳千貳百圓		金貳千八百圓		
權利ノ標準總額	何年度	何年度	何年度	何年度
金貳千圓		金貳千五百圓		
權利ノ標準額	何年度	何年度	何年度	何年度
金壹圓拾錢		金壹圓拾貳錢		
組合員氏名	何圓	何圓	何圓	何圓
何某	何圓	何圓	何圓	何圓
何某	何圓	何圓	何圓	何圓
(以下列記)				

備考

特別積立金等ニ付權利ノ標準ノ異ナル規定アルトキハ特別積立金ハ其他ノ財産ト持分計算ヲ各別ニ爲ス可シ

(處務日誌)

處務日誌

(各種組合)

何月何日	一何々	一何々	一何々	何月何日	一何々	一何々
------	-----	-----	-----	------	-----	-----

(借入金臺帳)

(各種組合)

借入金額	借入年月日	返濟期日	利率	元金返濟	利息支拂	債權者	事由
金 何 圓	明治何年何月何日	明治何年何月何日	年何割何分(日歩何錢)	由 返納年月日	由 支拂年月日	何郡何町村 株式會社 何々銀行	何年何月何日ヲ以テ利率日歩何錢ト スルコトヲ約ス 何々
金 何 圓	完 濟	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日

(貸付金台帳)

(信用組合)

番 號	第 何 號	貸付年 月日	明治何年何月何日	負債者	何	某
貸付金額	金	何	圓	保證人又ハ 擔保ノ種類 數量	何	某
返濟期日	明治何年何月何日			備考	何年何月何日返濟延期承諾又ハ指定ノ用途ニ使用セサルニ依リ全部返濟請求等	
利率	年何割何分(日步何錢)					
用途	肥料買入又ハ何々			利	子	收
元	金	回	收	金	額	事
金	額	事	由	回	收	年
金	圓	內	金	明	治	何
金	圓	內	金	明	治	何
金	何	圓	殘	金	全	全

(時金台帳)

(信用組合)

番 號	月	日	事	由	預	ケ	入	拂	展	現	在
一	何	月	何	日		何				何	圓
二	何	月	何	日			何			何	圓
三	何	月	何	日			何			何	圓
備考	預ケ人別ト見出し又ハ索引ヲ付ス可シ										

(物品受入帳)

番號	月 日	品 名	個 數	量 目	色 澤	調 製	何々	何々	計	品等氏	名
一	何月何日	何品	何ヶ	何百	何點	何點	何ヶ	何ヶ	何點	一等	某
二	何月何日	何品	何ヶ	何百	何點	何點	何ヶ	何ヶ	何點	二等	某

(販賣組合)

(付札)

寸法縦九寸横二寸位ノ厚紙ヲ用ユ

販賣物品には左の様式の目札を付するを簡便とす

堅 適 宜

位分五寸一横

日 月 付 受	何 月 何 日	查 検	色 澤	調 製	何 々	何 々	何 々	計	品 等	何 等
號 番	第 何 號	量 數	何 何	何 何	個 數	名 氏	何	某		

備 考

物品ヲ受付タルトキハ付札ヲ其物品ニ付シ荷造ヲ終ルマデ離レシメサルモノトス

(加工帳)

月 日	品 名	數量		加工料	交付月日	備 考	氏 名
		個數	量目				
何月何日	何 品	何ヶ	何貫 勿金何圓	何年何月何日	加工料延納承諾	何	某

(生産組合)

(物品貸付臺帳)

(生産組合)

番 號	第 何 號	借 人	何	某
品 名	何 々	保 證 人	何	某
個 數	何 個	備 考 何年何月何日小破補修料金何圓 辦納セシム 何々毀損使用ニ堪ヘズ評價金何 圓辦納セシム 何年何月何日返納済印		
使 用 料	一ヶ月何圓	使 用 料 收 入		
評 價 金	何 圓	金 額 事 由 收 入 年 月 日		
金 額 事 由	收 入 年 月 日	金 額 事 由	收 入 年 月 日	
金 何圓	何月何分	金 何圓	何月何分	
金 何圓	何年何期分	金 何圓	何年何期分	

第二節 事業報告附剰餘金處分

凡そ如何なる種類の事業を営むにも、其事業年度間に於ける業務の状況を總括して之を明ならしむるは最も必要の事に屬す、事業報告には一ヶ年度に於ける事業及財産の状況並會計上の決算等を重なる事項として記載するを常とす、而して産業組合に對しては産業組合法施行規則第八條に於て事業報告に記載すべき事項を左の如く規定せらる

- 一 組合員の數及出資口數の異動
- 二 出資拂込の總額及剰餘金を以て出資の拂込に充てたるときは其總額
- 三 借入金及其償還
- 四 準備金及各種の積立金
- 五 總會の決議
- 六 事業の状況
- 七 信用組合に在りては貸付し又は償還を受けたる金額、受入又は拂戻したる

貯金額及貯金並貸付金の利率、其他の組合に在りては販賣、購買、生産したる物の種目別の數量及價格

- 八 組合員の職業別の數及出資口數
- 九 保證責任組合に在りては保證金額
- 十 處務の要件

産業組合は又一事業年度の決算上剰餘金の處分を爲さざるべからず、剰餘金の處分方法は産業組合法及全施行規則並定款の定むる處に従ふ可きは勿論なれども、今處分上の概目及法規上の制限を示せば左の如し

- 一 剰餘金は其事業年度間に於ける總利益金より總損失金を扣除したる殘額なり
- 一 剰餘金は準備金、配當金、分配金、特別積立金、賞與金、繰越金等に處分せらるる尤も特別積立金以下は定款に明定しある場合に限る
- 一 準備金の額は産業組合法第四十六條に依り剰餘金の四分の一以上たるを要す

- 一 配當金は組合員各自に割り渡すにあらすして産業組合法第四十三條に依り拂込未済出資の拂込に充つるものとす
- 一 分配金は組合員の各自に割り渡すべきものにして其率は産業組合法第十條に依り年六厘以下とす
- 一 特別積立金、賞與金、繰越金は定款の定むる處に依る

茲に一言説明せんとするは繰越金は定款の定むる處に依り爲し得ざるにあらざれども彼の營利會社が繰越金を存して後日の配當準備及平均等に備ふるとは趣を異にし産業組合は前章述ふる如く營利専門の團體に非ざるを以て殊更に後年に繰越を爲すを要せざるのみならず繰越金は絶対の處分に非ざるなり如何となれば翌年に繰越されたる繰越金は繰越金として存積するにあらす又何れにか處分せらるゝものなればなり故に産業組合に於ては可成繰越金を爲さるるを可とす否寧ろ繰越金を爲すの要を認めざるなり

事業報告及剰餘金處分は右の如く重要なる事務なると共に之を明瞭に且つ詳述するは至難とする所にして幼稚なる組合にありては殊に然りとす之を監督官廳

に提出して幾回か返戻せられ又訂正を命せらるゝ等組合に取りては其煩累なる察するに餘あり去れば農商務省に於かれては該記載事項に關し秩序を正し且明瞭なるべき様式を示されたり今仮りに前節に於ける會計帳簿の記載例より得たる各種の金額を引用して右事業報告剰餘金處分並財産目錄貸借對照表に就き更に左に記載例を示し及説明を爲す

事業報告書

(明治何年第何年度)

(一) 組合員ノ數及出資口數ノ異動

組合員ノ數	前年度未現在	本年度加入	本年度脱退	本年度未現在
出資口數	—	—	—	貳百口

(注意) 第二年度以降ハ本表前年度未現在ノアル筈ナリ則チ本表ニ於ケル本年度未現在ノ二百人二百口ハ翌年度事業報告ニ於ケル本表ノ前年度未現在ト符合スルコトヲ要ス
以下各表ニ於ケル本年未現在ト翌年ノ事業報告ニ於ケル前年度未現在トノ關係亦全シ

(二) 出資拂込ノ總額及剩餘金ヲ以テ拂込ニ充テタル片ハ其總額

前年度ヨリ繰越高	本年度各自拂込	本年度	計
	金四百圓	剩餘金ヨリ拂込	
本年度拂込高	金八百六圓	—	金八百六圓
本年度拂戻高	金六圓	—	金六圓
合計	金壹千貳百拾貳圓	—	金壹千貳百拾貳圓

(注意) 剩餘金ヨリノ拂込ハ前年度ノ剩餘金處分ニ於ケル配當金ヲ記載ス可シ
別項剩餘金處分ニ於ケル金六拾圓ノ配當金ノ如キハ翌年度ノ本項ニ入ル可キモノナリ

(三) 借入金及其償還

前年度ヨリ繰越高	本年度借入高	本年度返済高	本年度未現在
—	金七百五拾圓	—	金七百五拾圓
—	金七百五拾圓	—	金七百五拾圓

備考 金何圓利率何程何々銀行ヨリ借入

金何圓利率何程何某ヨリ借入

(注意) 利子ハ本表金額ノ内ニ包含セシム可カラス
前年度繰越高ハ本年度借入高ヲ加ヘ本年度返済高ヲ控除シタルモノハ本年度未現在ニ符合スヘキ筈ナリ

(四) 準備金及各種ノ積立金

前年度ヨリ繰越高	本年度積立高	本年度拂戻高	計
—	金壹圓五拾壹錢貳厘	—	金壹圓五拾壹錢貳厘
金五拾圓	—	—	金五拾圓
—	—	—	金五拾圓壹錢貳厘

特別積立金	金五拾圓	金五拾錢	金四拾九圓五拾錢
合計金	百圓	壹圓	金百圓五拾壹錢貳厘

備考 前年度末脱退者何人、前年度新加入者何人アリ、加入金何圓、持分拂戻殘額金何圓ヲ準備金ニ繰入ル等

(注意) 本年度積立金欄へハ前年度剩餘金處分ニ於ケル積立高、本年度ノ加入金及持分拂戻殘額ヲ合算シテ記入スヘシ別項剩餘金處分ニ於ケル準備金參拾六圓五拾參錢五厘特別積立金四拾九圓六拾錢貳厘ハ翌年度ノ本項へ記載スヘキナリ

(五) 總會ノ決議

- 一 明治何年何月何日第何回通常總會ヲ開キ左ノ件ヲ議決セリ
- 一 明治何年分事業報告書、財産目録、貸借對照表並剩餘金處分ノ件何々
- 一 明治何年何月何日臨時總會ヲ開キ左ノ件ヲ議決セリ
- 一 何々
- 一 何々

(注意) 本項ハ前年中ニ開設シタル總會ノ事項ヲ記載スヘシ

(六) 事業ノ狀況

資金ノ需給貯金ノ預ケ入拂戻、購買販賣ノ商況、加工及物品貸與ノ狀況、利益又ハ損失ノ狀況等主トシテ經濟上ノ事柄ヲ記載スルコト

- (七) 貸付シ又ハ償還ヲ受ケタル金額受入又ハ拂戻シタル貯金額及貯金並貸付金ノ利率(信用組合ニ限ル)

貸付金	前年度ヨリ繰越高	本年度貸付(受入)高	本年度償還(拂戻)高	本年度末現在
金九百圓	金九百圓	金四百圓	金五百圓	
貯金	金百貳拾貳圓九拾壹錢六厘	金五圓	百拾七圓九拾壹錢六厘	

備考 貸付ノ利率ハ年何割何分(日歩金何錢)ナリ、貯金ノ利率ハ年何分(日歩何錢)ナリ

(注意) 元本へ組入レサル利息ハ本表金額ニ加算スヘカラス

- (七) 販賣、購買、生産物ノ種目別ノ數量及價格、販賣、購買、生産組合ニ限ル

品名	数量	價格	
		何圓	何圓
何品	何貫	何圓	何圓
何品	何貫	何圓	何圓
何品	何貫	何圓	何圓
何品	何貫	何圓	何圓
計	(數量稱呼ノ異ナルモノハ其稱呼別ニ集計スヘシ)		

(八) 組合員ノ職業別ノ數及出資口數

職業	組合員ノ數	出資口數
職	百貳拾人	百貳拾口
農	百貳拾人	百貳拾口
工	五十人	五十口

(注意) 兼業者ハ主タル職業ノ部ニ入ルルカ又ハ兼業ノ欄ヲ設クヘシ

(九) 保証金額 (保証責任組合ニ限ル)

一 保証金總額 金 何 圓

但一口ニ付金何圓何口分(又ハ各人別保証金額)

(十) 處務ノ要件

一 何月何日何々ノ件府縣知事へ届出

一 何月何日何々ノ何件報告

一 何月何日何々ノ何件登記

一 何月何日官氏名臨檢等

職業	人員	口數
商	貳拾人	貳拾口
雜	拾人	拾口
計	貳百人	貳百口

(書例) 剰餘金處分

一金貳百六拾參圓五拾壹錢八厘

本年度總益金

一金百拾七圓參拾八錢壹厘

本年度總損金

差引

金百四拾六圓拾參錢七厘

本年度剰餘金

(前年度繰越金アルハ此處ニ掲記シ本年度剰餘金ト合セテ合計ヲ記ス可シ)

此處分

金參拾六圓五拾參錢五厘 (剰餘金ノ四分ノ一) 準備金

金六拾圓 (拂込濟出資一圓ニ付金五錢ノ割) 配當金

(金何圓) (持分額金何圓ニ對シ年何割) (分) 配金

金四拾九圓六拾錢貳厘 特別積立金

(金何圓) (翌年度へ繰越金)

金何圓

不足損金

明治何年度ニ於テ補填ス

(二) 特別積立金繰入レ填補ノ場合

一金何圓

本年度總益金

一金何圓 (総益金ヨリ総損金ヲ控除シ不足額ニ限リ繰入レ茲ニ掲記スルコト)

特別積立金繰入

計金何圓

一金何圓

本年度總損金

計金何圓

差引剰餘不足ナシ

第三節 申請報告及届出

既に第四章の各節に於て説述したる如く、監督官廳に關係する申請報告届出事項は極めて錯雜なるものなり、今一々各個の場合を指摘するの煩を避け、最も重要な事項及常に遭遇する事項に就き左に様式を示す

金 何 圓	不足 損 金
明治何年度ニ於テ補填ス	
(二) 特別積立金繰入レ填補ノ場合	
一金 何 圓	本年度總益金
一金 何 圓 (総益金ヨリ総損金ヲ控除シ不足額ニ限リ繰入レ茲ニ掲記スルコト)	特別積立金繰入
計金 何 圓	本年度總損金
一金 何 圓	
計金 何 圓	
差引剩餘不足ナシ	

第三節 申請報告及届出

既に第四章の各節に於て説述したる如く、管督官廳に關係する諸申請報告届出事項は極めて錯雜なるものなり、今一々各個の場合を指摘するの煩を避け、最も重要な事項及常に遭遇する事項に就き左に様式を示す

(書例) 産業組合定款變更認可申請

明治何年何月何日日本組合通常總會ニ於テ左ノ通(又ハ別紙ノ通)定款ノ變更ヲ決議候ニ付御認可相成度理由書相添此段申請候也

年 月 日

申請人

何府縣何郡(市)何町(村)何番地

何々責任何々組合

組合長理事

何

某印

何府縣知事氏名宛

(左 記)

- 一 第何條第一項第二號ヲ左ノ通リ變更ス
- 二 出資各口ニ付毎年一月末及六月末金貳圓以上拂込ムコト
(舊條文ニ出資各口ニ付毎年一月末及六月末金壹圓以上拂込ムコト)
- 一 第何條中「百番地」ヲ「百五十番地」ト變更ス
- 一 第何條中出資一口ノ金額ハ「金拾圓」トアルヲ「金五圓」ト變更ス

（本項ノ場合ニハ總會ノ決議録寫、財産目録、貸借對照表ヲ添付スヘシ）
 一 第何條中出資一口ニ對スル保証金額ハ「金拾圓」トアルヲ「金五圓」ト變更ス
 （前ニ全シ）

一 第何條中「無限責任」トアルヲ「有限責任」ト變更シ定款冒頭及第何條名稱
 「無限責任」トアルヲ「有限責任」ト變更ス
 （総組合員ノ同意書及總會ノ決議録寫、財産目録、貸借對照表ヲ添付ス可シ）

定款變更ノ理由

- 一 何々々々
- 一 何々々々
- 一 何々々々

（設立ノ認可申シ及設立登記ノ届出ハ第三章中ニ記載セリ）

（書例）

本組合明治何年度事業報告書、剰余金處分案、財産目録、貸借對照表別紙之通リ總會ノ承認ヲ經候ニ付各二通差出候也

年 月 日

府縣郡(市)町(村)番地
 何々責任何々組合
 組合長理事 何

某 印

府縣知事氏名宛

（事業報告書、剰余金處分案、財産目録、貸借對照表ノ寫各二通添付ノコト）

（書例） 報 告 書

明治何年何月何日本組合通常總會ニ於テ産業組合法施行規則第九條ノ事項
 左記之通リ議決候ニ付及報告候也

年 月 日

府縣郡(市)町(村)番地
 何々責任何々組合
 組合長理事 何

某 印

府縣知事氏名宛

（左 記）

- 一 本年度ニ於テ借入ル、コトヲ得ヘキ最高金額 金何千圓
 - 二 本年度ニ於テ一組合員ニ貸付シ得ヘキ最高金額 金何百圓
- (第二項ハ信用組合ノミニ限ル)

(書例) 登記事項届

一 登記事項

定款第何條何々ヲ何々ト變更
理事何某ヲ何某ト變更

(總テ登記シタル事項ヲ列記ス)

一 登記ノ年月日

明治何年何月何日

右及御届候也

年 月 日

府縣郡(市)町(村)番地
何々責任何々組合

組合長理事

何

某印

府縣郡(市)町(村)番地

(注意) 組合員名簿記載變更ノ登記ハ届出ヲ要セス

(書例)

産業組合合併認可申請

一 合併組合

府縣郡(市)町(村)番地

何々責任何々組合

府縣郡(市)町(村)番地

何々責任何々組合

右何々責任何々組合ヲ何々責任何々組合へ合併又ハ何々責任何々組合ト何々責任何々組合ヲ合併シテ新タニ何々責任何々組合ヲ設立ノ義各其組合ノ總會ニ於テ決議候ニ付(無限責任ノ組合ニ在リテ)財産目録、貸借對照表、合併契約書寫新タニ設立スル組合ニ在テハ猶外ニ定款相添此段申請候也

年 月 日

右

何々責任何々組合

組合長理事 何

某印

何々責任何々組合

組合長理事 何

某印

府縣知事氏名宛

(財産目録、貸借対照表、合併契約書寫、定款ヲ添付スヘシ)

第四節 登記ノ申請

産業組合の登記とは産業組合の法律上の関係を公簿に登録するの謂なり、乍併総ての法律関係を登記するは容易ならざるのみならず之を登記するも何等効力の生ぜざる事項多し、故に産業組合法は明かに登記すべき事項を定めたり(別項参照)産業組合は法人なり体形なくして法律上人と看做さる、而して其業務たるや組合員のみならず第三者に關係する處多し故に組合と他の三者との取引上の標的即ち法人たることを他に知らしむるの必要と及び組合の利益上登記の効力として他に主張する権利の保障を得るの必要あり之れ登記を要する所以なり

登記手續の嚴格に過ぎ煩累に失するとは屢々耳にする處なるか、登記の重要なこと前述ふる如く一字句一事項の誤脱か直ちに権利の消長に關係するを思は、須らく嚴格煩雜の手續を忍はざる可からず、今登記申請の書式を例示するに先ち産業組合法及引用法律に於て登記すべき事項として定められたる事項を左に掲

- 一 産業組合の設立 (設立の登記に付ては第三章第一節中記述せり)
 - 二 目的若しくは名稱の変更
 - 三 事務所の新設又は移轉若しくは廢止
 - 四 出資一口の金額の変更
 - 五 存立時期又は解散事由の変更若しくは廢止
 - 六 組織の変更
 - 七 理事監事の任期滿了選任改選若しくは氏名住所の変更
以上一號は産業組合法第十三條の規定に依る登記二號乃至七號は設立登記事項の変更登記にして産業組合法第十四條二項に依り登記すべき事項に屬す
 - 八 各組員員の加入若しくは脱退又は其氏名住所の変更
 - 九 各組員出資の取得若しくは讓渡
 - 一〇 第二回以後の出資拂込
 - 一一 保證金額の増加又は減少
- 以上八號乃至十一號は裁判所に差出したる組員名簿の変更にして、産業組合

- 法第十五條第三項に依り登記すべき事項に屬す
- 一二 組合の合併
 - 一三 組合の解散
 - 一四 清算人の選任改任並其氏名又は住所
- 以上十二號乃至十四號は産業組合法第六十三條第六十六條第七十四條第七十五條に依り登記すべき事項に屬す

産業組合變更登記申請

- 一名 稱 何々組合
- 一事 務 所 何府縣何郡市町村番地
- 一登記ノ目的 登記事項ノ變更ノ登記
- 一登記ノ事由 通常總會臨時總會ニ於テ定款變更ノ決議ヲ爲シ明治何年何月何日府縣知事ノ許可ヲ得テ組合ノ目的ヲ左ノ通り變更シタルニ因リ登記ヲ求ムルニアリ

- 一 目的 漁業及農事并ニ生計ニ必要ナル物品ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ賣却スルヲ以テ目的トス
 - 一 登録税金壹圓五拾錢
 - 一 添付書類
 - 一 府縣知事ノ認可書又ハ其認證アル謄本(壹通)
 - 一 登記事項ノ變更ヲ証スル理事ノ書面壹通
- 右登記相成度此段申請候也

明治何年何月何日

何府縣何郡市町村番地

申請人 何々組合

理事

何 某 印

某區裁判所(某區裁判所某出張所)御中

備考

變更ヲ證スル理事ノ書面ニハ總會ノ決議ニヨリ地方長官ノ許可ヲ得タル變更事項ヲ明記(仮ハ總會ノ區別決議年月日定款ノ添付項改正條項等ヲ記ス)シテ之ヲ證明スルモノトス以下全シ

産業組合變更ノ登記申請

- 一名 稱 何々組合
 - 一事 務 所 何府縣何郡市町村番地
 - 一 登記ノ目的 組織變更ノ登記
 - 一 登記ノ事由 通常(臨時)總會ニ於ケル定款變更ノ決議ニ基キ明治何年何月何日府(縣)知事ノ認可ヲ得テ組織ヲ無限責任ト變更シタルニ因リ登記ヲ求ムルニアリ
 - 一 登録税金壹圓五拾錢
 - 一 添付書類
 - 府(縣)知事ノ認可書又ハ其認證アル謄本(壹通)
 - 登記事項ノ變更ヲ證スル理事ノ書面壹通
- 右登記相成度此段申請候也

明治何年何月何日

何府縣何郡市町村番地

申請人 何々組合

某區裁判所某區裁判所某出張所御中

理事

何 某

備考

此ノ書例ハ有限責任ヲ無限責任ト爲シタル場合ニ適用ス責任ヲ減少シタル場合ハ別ニ書例ヲ掲ケ

産業組合變更登記申請

- 一名 稱 何々組合
- 一事務所 何府縣何郡市町村番地
- 一登記ノ目的 登記事項ノ變更ノ登記
- 一登記ノ事由 通常臨時總會ニ於ケル定款變更ノ決議ニ基キ明治何年何月何日府縣知事ノ認可ヲ得名稱「存在時期」解散ノ事由「出資一口ノ金額」
- 「出資拂込方法」ヲ左ノ通り變更ヲ爲シタルニ因リ登記ヲ求ムルニアリ
- 一名 稱 何々組合

一 存立時期 明治何年何月何日マテ

一 解散ノ事由 何々ノトキ解散ス

一 出資一口ノ金額 金何圓

一 出資拂込方法 第一回拂込後ハ剰余金ヲ拂込ニ充ツルモノ、外毎年七月

末日金何圓宛拂込ムモノトス

一 登録税金壹圓五拾錢

一 添付書類

府(縣)知事ノ認可書(又ハ其認證アル謄本)壹通

登記事項ヲ證スル理事ノ書面壹通

右登記相成度此段申請候也

何府縣何郡市町村番地

申請人 何々組合

理事

何 某

某區裁判所某區裁判所某出張所御中

備考

本書例中出資一口ノ金額ノ變更ハ其金額ヲ増加シタル場合ニ適用ス減少シタル場合ノ書例ハ別ニ之ヲ掲ク

産業組合組織變更登記申請

一名 稱 何々組合

一事務所 何府縣何郡市町村番地

一登記ノ目的 組織變更ノ登記

一登記ノ事由 通常(臨時)總會ニ於ケル定款變更ノ決議ニ基キ明治何年何

月何日府縣(知事)認可ヲ得テ組織ヲ左ノ通り變更ヲ爲シタルニ因リ登記

ヲ求ムルニ在リ

一組織 有限責任

一登録税金壹圓五拾錢

一添付書類

府縣知事ノ認可書(又ハ其認証アル謄本)壹通

法第四十條二項ニ依ル催告ヲ爲シタル事ヲ証スル書面壹通

異議ヲ述ヘタル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ(又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ証ス

ル書面壹通

右登記相成度此段申請候也

何府縣何郡市町村番地

明治何年何月何日

申請人 何々組合

理事

何 某印

(理事監事ノ全員ノ申請ニ依ルヘキモノトス)

某區裁判所(某區裁判所某出張所)御中

備考

催告ヲ爲シタルコト及辨濟又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ証スル書面ハ事實ヲ記載シタル理事ノ書面

ヲ以テ足ル
理事監事ノ全員ノ申請ヲ爲スヘキ場合ニ於テ正當ノ事由ニ依リ連署ヲ爲スコト能ハサルトキハ其
他ノ者ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得ト雖モ連署シ能ハサル事由ハ他ノ理事ニ於テ證明シテ之ヲ申
請書ニ添付ス可キナリ

産業組合變更登記申請

- 一名 稱 何々組合
- 一事務所 何府縣何郡市町村番地
- 一登記ノ目的 登記事項ノ變更并組合員登記簿記載ノ變更
- 一登記ノ事由 通常(臨時)總會ニ於ケル定款變更ノ決議ニ基キ明治何年何月何日府(縣)知事ノ認可ヲ得テ出資一口ノ金額ヲ左記ノ通り變更シ各組合員ノ出資拂込金額ヲ別紙記載ノ通り變更ヲ爲シタルニ因リ登記ヲ求ムルニアリ
- 一出資一口ノ金額 金何圓
- 一登録税金壹圓五拾錢

一添付書類

府縣知事ノ認可書又ハ其認證アル謄本(壹通)
法第四十條第二項ニ依リ催告ヲ爲シタルコトヲ證スル書面壹通
異議ヲ述ヘタル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ担保ヲ供シタルコトヲ証スル書面壹通

右登記相成度此段申請候也

明治何年何月何日

何府縣何郡市町村番地
申請人 何々組合
理 事

何 某印

(本申請書ハ理事監事ノ全員ノ申請ニ依ルヘキモノトス)

某區裁判所某區裁判所某出張所(御中)

備考

此書例ハ出資金額ノ拂込完了後出資一口ノ金額ヲ減少シ各組合員ノ拂込金額ノ内ヨリ其減少シタ

ル金額ノ拂戻ヲ爲シタルニ依リ組合員登記簿ニ記載シタル拂込金額ニ變更ヲ來タシタル場合ニ適用ス若シ拂込未了ニシテ減少シタル一口金額ニ對シ拂込金額カ同額又ハ其以下ナルトキハ拂戻ノ要ナキニヨリ自然拂込金額變更ノ必要ナシ

(別紙)

組合員ノ變更事項調

組合員名 簿ノ丁數	出資ノ口數	出資拂込 ノ金額	全上變更シタル 金額	全上組合員ノ 住所	全上組合員ノ 氏名
何 丁	何 口	何 金	何 圓	何府縣何郡市町村	何
何 丁	何 口	何 金	何 圓	何府縣何郡市町村	何
何 丁	何 口	何 金	何 圓	何府縣何郡市町村	何 某

以下順次記載シテ之ヲ申請書ニ編綴シ理事契印ヲ爲スモノトス新加入及持分ヲ讓受ケノ者ノ加入シタル場合ノ組合員名簿丁數欄ニハ其丁數ヲ記載スルニ及ハス

産業組合登記簿記載ノ變更登記申請

一名 稱 何々組合

一事務所 何府縣何郡市町村番地

一登記ノ事由 通常(臨時)總會ノ決議ニ基キ明治何年何月何日府(縣)知事ノ

認可ヲ得テ各組合員ノ保證金額ヲ別紙記載ノ通り變更シタルニ因リ登記ヲ求ムルニ在リ

一登録税金壹圓五拾錢

一添付書類

府(縣)知事ノ認可書又ハ其認證アル謄本壹通

法條四十條二項ニ依ル催告ヲ爲シタルコトヲ證スル書面壹通

異議ヲ述ヘタル各債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ(又ハ担保ヲ供シタルコトヲ證スル書面壹通

右登記相成度此段申請候也

何府縣何郡市町村番地

明治何年何月何日

申請人 何々組合

理事

何

某印

某區裁判所(某區裁判所某出張所)御中

(別紙)

組合員保証金額變更調

組合員名簿 丁数	出資ノ口数	全上ニ對スル保証 金額	全上變更シタル 保証金額	組合員ノ住所	全上氏名
何 丁	何 口	金 何 圓	金 何 圓	何府縣何郡市町村 番地	何 某
何 丁	何 口	金 何 圓	金 何 圓	何府縣何郡市町村 番地	何 某

以下順次如此記載シテ之ヲ申請書ニ編綴シテ理事契印ヲ爲スモノトス但シ新加入及持分ヲ讓受ケ加入シタル者ノ組合員名簿丁數欄ニハ其丁數ヲ記載スルニ及ハス

産業組合變更登記申請

一名 稱 何々組合

一事務所 何府縣何郡市町村番地

一登記ノ目的 登記事項ノ變更

一登記ノ事由 理事又ハ監事任期滿了ニ依リ明治何年何月何日通常總會ニ於テ左記ノ通り理事又ハ監事ニ選任セラタルニ因リ登記ヲ求ムルニアリ

何府縣何郡市町村番地 何 某

一名 稱 何々組合

産業組合變更登記申請

何府縣何郡市町村番地 何 某

何府縣何郡市町村番地 何 某

一登録税金壹圓五拾錢

一添付書類

登記事項ノ變更ヲ証スル理事ノ書面壹通

右登記相成度此段申請候也

明治何年何月何日 申請人 何々組合

何府縣何郡市町村番地 理事 何 某

某區裁判所某區裁判所某出張所御中

一事 務 所 何府縣何郡市町村番地

一登記ノ目的 登記事項ノ變更

一登記ノ事由 明治何年何月何日總會ニ於テ理事又ハ監事何某ノ解任ヲ
決議シ全時ニ補欠トシテ左記ノ通り選任シタルニ付登記ヲ求ムルニアリ

何府縣何郡市町村番地

何

某

何府縣何郡市町村番地

何

某

一登録税金壹圓五拾錢

一添付書類

登記事項ノ變更ヲ證スル理事ノ書面壹通

右登記相成度此段申請候也

何府縣何郡市町村番地

明治何年何月何日

申請人 何々組合

理 事

何

某

某區裁判所某區裁判所某出張所御中

産業組合變更登記申請

一名 稱 何々組合

一事 務 所 何府縣何郡市町村番地

一登記ノ目的 登記事項ノ變更

一登記ノ事由 理事又ハ監事何某ハ明治何年何月何日辭任又ハ死亡ニ付

登記ヲ求ムルニ在リ

登録税金壹圓五拾錢

一添付書類

登記事項ノ變更ヲ證スル辭任又ハ死亡届書又ハ届出アルコトヲ証スル理
事ノ書面壹通

右登記相成度此段申請候也

何府縣何郡市町村番地

明治何年何月何日

申請人 何々組合

理事 何

某 ㊟

某區裁判所(某區裁判所某出張所)御中

産業組合合併ニ付變更登記申請

一名 稱 何々組合

一事 務 所 何府縣何郡市町村番地

一登記ノ目的 産業組合合併ニ因ル變更登記

一登記ノ事由 總組合員ノ同意ニ因リ明治何年何月何日府縣知事ノ認可

ヲ得何府縣何郡市町村番地何々組合ヲ合併シタルニ付登記ヲ求ムルニ在

リ

一登録税金壹圓五拾錢

一添付書類

府(縣)知事ノ認可書(又ハ其認證アル謄本)壹通

法第四十條二項ニ依ル催告ヲ爲シタルコトヲ証スル書面壹通

異議ヲ述べタル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ(又ハ担保ヲ供シタルコトヲ証ス

ル書面壹通

右登記相成度此段申請候也

何府縣何郡市町村番地

明治何年何月何日

申請人 何々組合

理事 何 某 ㊟

監事 何 某 ㊟

(理事監事ノ全員ノ申請ニ依ルベキモノトス)

某區裁判所(某區裁判所某出張所)御中

備考

本書例ハ無限責任組合ノ合併シタル場合ニシテ有限責任組合ノ合併ナルトキハ登記ノ事由總組合員ノ同意トアルヲ總會ノ決議ト改ムヘキモノトス合併ニ依ル組合設立登記ハ普通設立登記ノ場合ト同一ナルニ付略ス